

法人名：

秋田県信用保証協会

設立年月日 昭和26年4月24日

1 法人の概要

代表者職氏名	会長 堀井 啓一	基本財産等	19,742,084千円	県出資等額及び比率	6,868,982千円	(34.8%)	所管部課名	産業労働部産業政策課						
設立目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。													
事業概要	中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証を主たる業務とする。													
関連法令、県計画	信用保証協会法													
役員数 (R6.7.1現在)	理事		監事		評議員		計		職員数 (R6.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計	※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		62		8	70	
	4	11	1	2			5	13						

※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。

2 法人の行動計画(令和4～7年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	安定	取組の方向性	・安定的経営の継続 ・公益的事業の安定実施
目標	○県内中小企業の成長・発展に向けた適切な金融支援を行うとともに、必要に応じ関係団体や金融機関と連携しながら、きめ細かな経営支援を行うことにより、企業の経営改善や生産性向上などに貢献し、幅広い保証利用の浸透に努める。 【目標】保証利用企業者数 各年度 13,000企業				
取組	○力強い金融支援や適正保証の推進に努めることや、関係機関との連携強化・協働を図りながら、県内中小企業の経営改善や事業再生等への取組をサポートすることなどによって、企業の事業継続や発展に寄与するとともに、協会利用の付加価値を向上させ、もって、保証利用企業者数の確保を図ることや、求償権管理を徹底し回収額の最大化に努めることで、財務基盤の強化を図る。 ○本計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業の資金繰り支援、経営改善支援に注力し、支援企業の事業維持・継続に向けた取組を強化する。				

3 財務

①正味財産増減計算書

(単位:千円)

区 分		令和4年度	令和5年度
経常収入	経常収入	3,562,356	3,457,693
	自主事業収入	3,180,350	2,974,726
	運用益収入	246,887	250,444
	その他	135,119	232,523
	経常支出	2,206,630	2,140,381
経常支出	業務費	788,679	832,890
	人件費	514,622	532,555
経常利益（損失）		1,355,726	1,317,312
経常外収入	経常外収入	4,348,292	5,463,997
	経常外支出	4,486,919	5,492,471
経常外収支差額		△ 138,627	△ 28,474
制度改革促進基金取崩額			
当期収支差額		1,217,099	1,288,837

②貸借対照表

(単位:千円)

区 分		令和4年度	令和5年度
流動資産	流動資産	32,605,819	32,218,977
	固定資産	338,213,756	306,934,870
資産計		370,819,575	339,153,847
流動負債	流動負債		
	短期借入金		
固定負債	固定負債	345,848,100	312,893,535
	長期借入金		
負債計		345,848,100	312,893,535
資本金	資本金	10,847,937	10,847,937
	利益剰余金等	14,123,538	15,412,375
純資産計		24,971,475	26,260,312
負債・純資産計		370,819,575	339,153,847

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

<主な経営指標>

項 目	令和4年度	令和5年度	増減※
経常収支比率 (経常収益÷経常費用)	161.4%	161.5%	+0.1
流動比率 (流動資産÷流動負債)			
自己資本比率 (純資産計÷負債・純資産計)	6.7%	7.7%	+1.0
有利子負債比率 (有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
448,347	448,347	100.0%

③県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く)

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	支出目的等
年間支出	4,337	16,762	県中小企業融資制度に係る損失補償額
年度末残高	5,971,316	6,340,597	県中小企業融資制度に係る損失補償限度額、金融安定化特別基金

法人名：

秋田県信用保証協会

Ⅰ 自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況	2 経営状況
【令和５年度実績】 ○保証利用企業者数：14,199企業（前年度：14,867企業、目標：13,000企業） ○保証浸透率：48.9%（前年度：44.9%、目標：44.8%） ※保証浸透率＝保証利用企業者数：14,199企業／県内中小企業者数：29,042企業	【令和５年度実績】 ○経常収支差額：1,317,312千円（前年度：1,355,726千円） ○経常外収支差額：△28,474千円（前年度：△138,627千円） ○当期収支差額：1,288,837千円（前年度：1,217,099千円）
【自己評価】 ○目標とする保証利用企業数については、コロナ禍における利用急増の反動減等から、前年度末と比較して688企業の減少となったが、県・市町村の創業支援資金等を活用した創業支援（243企業（前年度：240企業））や伴走支援型特別保証（180企業（前年度：51企業））など政策保証の利用推進により、目標の13,000企業を達成（達成率：109.2%）したほか、保証浸透率については前年度比で4.0%の増加となった。	【自己評価】 ○保証料が予算額を157百万円余り上回ったこと、また、求償権償却が予算額を843百万円余り下回ったことなどから、当期収支差額は予算額を507百万円余り上回った。 ○県からの財政援助として、中小企業融資制度に係る損失補償金16,762千円を受領している。

Ⅱ 所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況	2 経営状況
【所管課評価】 ○目標13,000企業に対し、利用企業者数が14,199企業と上回っていることから、目標は達成されたものと認められる。 ○中小企業の多様な資金需要に応えるための金融支援をはじめ、創業支援や事業承継、事業再生支援の促進にも努め、多くの企業に対し実効性の高い経営支援を実施し、企業の発展による県内経済の活性化に繋がる活動を期待している。	【所管課評価】 ○県からの財政援助として、中小企業融資制度に係る損失補償金を支援しているが、当該損失補償は中小企業振興のため信用保証協会による積極的な保証承諾を促すことを目的としており、また、法人の経営状況については、収支差額が12億円超の黒字であるほか、基本財産及び収支差額変動準備金も厚く、経営状況は良好であると認められることから、A評価とする。

Ⅲ 委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
A	○保証利用企業者数は前年度から減少しているものの、行動計画に定める目標を達成しているほか、経営状況についても前年度に続いて12億円超の黒字を達成していることから、安定した法人運営であると評価できる。

【委員からの提言】

○新型コロナウイルス感染症関連の融資の返済期限到来に伴い、求償権償却の増加が危惧されることから、事業再生支援等の対応策の強化が求められる。 ○創業や事業承継、経営革新等の成長企業に対してのみならず、経営が悪化している地元企業に対しても関係団体や金融機関等と連携した伴走支援を期待する。

委員会評価を踏まえた対応方針

法人の対応方針	所管課の対応方針
○経営の安定に支障をきたしている中小企業、特に、過剰債務を抱えている中小企業や返済緩和を余儀なくされている中小企業、また、事業承継に課題を抱える中小企業等を重点支援先として定め、資金繰り支援にとどまらず、関係団体や金融機関等との連携を一層強化し、伴走型の経営支援・再生支援の積極的な実施に注力していく。	○今後も黒字経営の確保に努めるとともに、県内中小企業の成長・発展に向けた適切な金融支援のほか、創業や事業承継、経営革新等の成長企業のみならず、経営悪化企業に対しても関係団体や金融機関等と連携した伴走支援の更なる強化をお願いする。

法人名 秋田県信用保証協会

①令和 6 年度計算書類等

法人所管課 産業政策課

秋田県信用保証協会定款

(29. 6.15 組織変更による認可)

昭和 34. 3. 9 日一部改正 (公庫貸付金を保証基金に繰り入れに伴う変更)
昭和 34.11.10 日一部改正 (支部を支所に改称)
昭和 35. 6. 1 日一部改正 (大曲支所設置)
昭和 36. 4. 1 日一部改正 (倍率 25 倍に引上げる)
昭和 38. 1.25 日一部改正 (合併により附則を設ける)
昭和 40. 5.18 日一部改正 (本荘支所設置)
昭和 42. 8. 1 日一部改正 (金融機関等負担金創設及び保証最高限度改正)
昭和 42.10.31 日一部改正 (倍率 33.3 倍に引上げる)
昭和 43.12.23 日一部改正 (倍率 42.8 倍に引上げる)
昭和 50. 1.24 日一部改正 (湯沢支所設置)
昭和 50. 6.30 日一部改正 (保証対象範囲の拡大及び倍率 50 倍に引上げる)
平成 2. 2.16 日一部改正 (収支差額変動準備金創設)
平成 6. 2.16 日一部改正 (相互銀行法を銀行法へ変更)
平成 11. 2.23 日一部改正 (金融安定化特別基金創設)
平成 11. 9.30 日一部改正 (国民生活金融公庫へ名称変更)
平成 12. 4.18 日一部改正 (私募債保証の取扱の創設)
平成 12. 8.29 日一部改正 (常務理事職の創設)
平成 13. 3.20 日一部改正 (私募債保証の法律の変更)
平成 14.12.11 日一部改正 (私募債保証の法律の変更)
平成 15. 3.28 日一部改正 (横手、湯沢支所の統廃合による横手・湯沢支所の設置)
平成 17. 1. 1 日一部改正 (破産法の変更に伴う改正)
平成 17. 3.22 日一部改正 (市町村合併に伴う改正)
平成 19.10.17 日一部改正 (私募債保証の法律名の変更)
平成 20. 9.12 日一部改正 (業務の追加に伴う変更)
平成 20.10. 1 日一部改正 (政府系金融機関の統合等に伴う変更)
平成 21. 2. 2 日一部改正 (「社債等の振替に関する法律」の名称変更に伴う改正)
平成 22. 6.17 日一部改正 (金融安定化特別基金の廃止)
平成 30. 4. 1 日一部改正 (信用保証協会法の一部改正)
令和 4.11. 1 日一部改正 (信用保証協会法の一部改正)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本協会は、秋田県信用保証協会という。

(事務所)

第 3 条 本協会は、主たる事務所を秋田市に置き、従たる事務所を左の各地に

置く。

横手・湯沢支所	横手市
大館支所	大館市
大曲支所	大仙市
能代支所	能代市
本荘支所	由利本荘市

(定款の変更)

第4条 この定款は、理事会の決議をもって変更することができる。

2 前項の決議は、理事の3分の2以上の者の同意によって行われなければならない。

(公 告)

第5条 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示して行い、且つ、秋田市において発行する秋田魁新報に掲載して行う。

第2章 業 務

(業 務)

第6条 本協会は第1条の目的を達するために次の業務を行う。

- (1) 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- (2) 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
- (3) 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
- (4) 中小企業者が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和

23 年法律第 25 号) 第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律 (平成 13 年法律第 75 号) 第 66 条第 1 号に規定する短期社債を除く。) のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証

(5) 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

2 本協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次の業務を行う。

(1) 前項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援

(2) 前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け

(3) 前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務

イ 債権管理回収業に関する特別措置法 (平成 10 年法律第 126 号) 第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる債権 (以下この号において「特定金銭債権」という。)、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び信用保証協会その他信用保証協会法施行令 (昭和 28 年政令第 271 号) で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類し又は密接に関連するものとして同施行令で定めるものの譲受け

ロ イの規定により譲り受けた債権の管理 (当該債権の管理のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)

ハ イ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中

小企業者に対する助言

(4) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）

第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業（創業若しくは中小企業者の経営の改善発達を支援するもの又は過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る。）に必要な資金の出資

(5) 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

3 本協会は、前項第3号イの規定により譲り受けた債権の回収に係る業務については、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）を代理人とし、又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社をいう。）に委託するものとする。

4 この条及び次条において「中小企業者」とは、秋田県内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者をいい、この条において「中小企業者等」とは、中小企業者、秋田県内に住所若しくは居所を有する者又は秋田県内において勤労に従事する者をいう。

（協会と銀行その他の金融機関との連携）

第6条の2 本協会は、その業務を行うに当たっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図るものとする。

（保証債務の最高限度）

第7条 本協会の保証債務額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出捐金及び次条に規定する金融機関等負担金の合計額の15倍とする。

2 前項における「保証債務額」とは、保証債務の総額に10分の3を乗じて得た額とする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第8条 本協会は、組織変更による本協会成立のときにおける資産の総額を基本財産として管理する。

2 毎事業年度の決算における当該事業年度の収支の差額の剰余は、その100分の50の範囲内で収支差額変動準備金として繰り入れることができ、収支の差額の欠損は収支差額変動準備金をもって補てんすることができるものとし、それらの繰り入れ又は補てん後の差額は当該事業年度末における基本財産の増加又は減少とする。

3 出捐金は当該事業年度末の基本財産の増加とする。

4 本協会は、金融機関等負担金（第6条第1項に掲げる債務の保証をするための業務に係る資金に充てるための負担金をいう。）を受入れ、これを基本財産に充てることができる。金融機関等負担金は当該事業年度末の基本財産の増加とする。

5 収支差額変動準備金は、これを取り崩し基本財産に充てることができる。この振替額は当該事業年度末の基本財産の増加とする。

6 第2項から前項までに規定する場合を除くほか、本協会の基本財産は変更しないものとする。

(事業年度)

第9条 本協会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 役員

(定数)

第10条 本協会に役員として理事18人以内及び監事3人以内をおく。但し、理事10人以下又は監事2人以下となったときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(任命)

第11条 理事及び監事は、学識経験者のうちから秋田県知事が任命する。

(任期)

第12条 理事の任期は3年、監事の任期は2年とする。但し、理事及び監事は再任されることができる。

2 補欠の理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は辞任に因って退任した理事又は監事は、新たに定められた理事又は監事が就任するまでなおその職務を行う。

(会長、副会長、専務理事、常務理事)

第13条 理事のうちから会長1人、副会長1人及び専務理事1人及び常務理事1人を互選する。

2 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、協会を代表し、会長に事故あるときはその職務を行う。

4 専務理事は、会長を補佐し、本協会の業務を処理する。

5 常務理事は、会長を補佐し、本協会の業務を処理する。

(理事会)

第14条 本協会の業務は、理事の全員をもって組織する理事会の決議により処理しなければならない。

第15条 理事会は、会長が招集する。

2 理事の3分の1以上が会議の目的たる事項を示して会長に理事会の招集を請求したときは、会長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、この定款に別段の定めある場合を除いて、理事の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

4 理事会の議事は、この定款に別段の定めある場合を除いて、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

5 理事会の決議をなすべき場合において理事全員の同意があるときは、書面

による決議をもって理事会の決議に代えることができる。

6 前項の書面による決議には理事会の決議に関する規定を準用する。

7 決議の目的である事項につき、理事全員が書面をもって同意を表したときは書面による決議があったものとする。

第5章 合併及び解散

(合併)

第16条 本協会は理事会の決議により合併することができる。

2 前項の決議には第4条第2項の規定を準用する。

(解散)

第17条 本協会は次の事由によって解散する。

- 1 理事会の決議
- 2 合併
- 3 破産手続開始の決定
- 4 組織変更認可の取消し

2 前項第1号の決議には、第4条第2項の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第18条 本協会が解散した場合において協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを協会に対する資金その他の財産の出捐者に対し、出捐の額に応じ、且つ、その出捐の額を限度として分配するものとする。

2 前項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は秋田県に帰属する。

附 則

附則を次の通り改める。

能代市信用保証協会との合併当初の役員については、第12条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の任期によるものとする。

基金台帳（令和 6年3月31日）

出捐金

単位 円

関係先名称	前期末	当年度中増加額	当期末
秋田県	8,748,982,000	-	8,748,982,000
秋田市	301,593,000	-	301,593,000
能代市	77,012,000	-	77,012,000
横手市	49,325,000	-	49,325,000
大館市	71,454,000	-	71,454,000
本荘市	65,423,000	-	65,423,000
男鹿市	37,233,000	-	37,233,000
湯沢市	43,496,000	-	43,496,000
大曲市	53,598,000	-	53,598,000
鹿角市	43,167,000	-	43,167,000
小坂町	7,428,000	-	7,428,000
鷹巣町	25,151,000	-	25,151,000
比内町	11,776,000	-	11,776,000
森吉町	9,572,000	-	9,572,000
阿仁町	5,693,000	-	5,693,000
田代町	7,356,000	-	7,356,000
合川町	6,462,000	-	6,462,000
上小阿仁村	3,865,000	-	3,865,000
琴丘町	5,218,000	-	5,218,000
二ツ井町	14,982,000	-	14,982,000
八森町	4,838,000	-	4,838,000
山本町	6,556,000	-	6,556,000
八竜町	5,971,000	-	5,971,000
藤里町	4,514,000	-	4,514,000
峰浜村	2,472,000	-	2,472,000
五城目町	13,754,000	-	13,754,000
昭和町	7,898,000	-	7,898,000
八郎潟町	7,064,000	-	7,064,000
飯田川町	5,468,000	-	5,468,000
天王町	11,896,000	-	11,896,000
井川町	4,349,000	-	4,349,000
若美町	4,913,000	-	4,913,000
大潟村	543,000	-	543,000
河辺町	6,247,000	-	6,247,000
雄和町	4,202,000	-	4,202,000
仁賀保町	12,674,000	-	12,674,000
金浦町	6,750,000	-	6,750,000
象潟町	16,604,000	-	16,604,000
矢島町	6,023,000	-	6,023,000
岩城町	4,439,000	-	4,439,000
由利町	6,537,000	-	6,537,000
大内町	6,706,000	-	6,706,000
東由利町	3,967,000	-	3,967,000
西目町	3,983,000	-	3,983,000
鳥海町	4,563,000	-	4,563,000
神岡町	6,363,000	-	6,363,000
西仙北町	7,589,000	-	7,589,000
角館町	24,335,000	-	24,335,000
六郷町	7,774,000	-	7,774,000
中仙町	8,283,000	-	8,283,000
田沢湖町	19,765,000	-	19,765,000
協和町	5,630,000	-	5,630,000
太田町	6,876,000	-	6,876,000
仙北町	7,133,000	-	7,133,000
南外村	3,553,000	-	3,553,000
西木村	6,155,000	-	6,155,000
千畑町	5,224,000	-	5,224,000
仙南村	3,933,000	-	3,933,000
増田町	9,160,000	-	9,160,000
平鹿町	10,038,000	-	10,038,000
雄物川町	7,862,000	-	7,862,000
大森町	5,759,000	-	5,759,000
十文字町	17,087,000	-	17,087,000
山内村	2,715,000	-	2,715,000
大雄村	3,726,000	-	3,726,000
稲川町	11,484,000	-	11,484,000
雄勝町	10,486,000	-	10,486,000
羽後町	14,745,000	-	14,745,000
東成瀬村	1,883,000	-	1,883,000
皆瀬村	2,499,000	-	2,499,000
みずほ銀行	486,500	-	486,500
富士銀行	642,500	-	642,500
UFJ銀行	278,500	-	278,500
青森銀行	1,003,210	-	1,003,210
みちのく銀行	645,554	-	645,554
秋田銀行	10,032,009	-	10,032,009
北都銀行	9,017,833	-	9,017,833
荘内銀行	31,000	-	31,000
山形銀行	247,500	-	247,500
東北銀行	199,500	-	199,500
山形しあわせ銀行	204,500	-	204,500
北日本銀行	455,500	-	455,500
秋田信用金庫	1,358,000	-	1,358,000
羽後信用金庫	362,500	-	362,500
秋田ふれあい信用金庫	620,407	-	620,407
五城目信用金庫	180,500	-	180,500
角館信用金庫	187,500	-	187,500
大館信用組合	201,500	-	201,500
中央信用組合	223,000	-	223,000
秋田県信用組合	221,500	-	221,500
商工組合中央金庫	1,486,987	-	1,486,987
秋田商工会議所	500,000	-	500,000
能代商工会議所	4,722,911	-	4,722,911
花輪商工会	60,000	-	60,000
神岡南外商工会	65,000	-	65,000
西仙協和商工会	100,000	-	100,000
仙北市商工会	75,000	-	75,000
大雄村商工会	10,000	-	10,000
東成瀬村商工会	5,000	-	5,000
湯沢商工会議所	50,000	-	50,000
秋田県鉱業会	300,000	-	300,000
能代市業者団体	1,525,770	-	1,525,770
計	9,997,273,681	-	9,997,273,681

金融機関等負担金

単位 円

関係先名称	前期末	当期中増加額	当期末
みずほ銀行	30,025,000	-	30,025,000
富士銀行	1,068,000	-	1,068,000
UFJ銀行	162,000	-	162,000
青森銀行	29,331,000	-	29,331,000
みちのく銀行	38,150,000	-	38,150,000
秋田銀行	1,011,329,000	-	1,011,329,000
北都銀行	986,436,000	-	986,436,000
荘内銀行	11,268,000	-	11,268,000
山形銀行	18,738,000	-	18,738,000
岩手銀行	4,193,000	-	4,193,000
東北銀行	9,133,000	-	9,133,000
七十七銀行	8,895,000	-	8,895,000
山形しあわせ銀行	27,534,000	-	27,534,000
きらやか銀行	6,115,000	-	6,115,000
北日本銀行	27,687,000	-	27,687,000
秋田信用金庫	127,731,000	-	127,731,000
羽後信用金庫	96,952,000	-	96,952,000
秋田ふれあい信用金庫	43,957,000	-	43,957,000
五城目信用金庫	17,526,000	-	17,526,000
角館信用金庫	16,920,000	-	16,920,000
大館信用組合	19,662,000	-	19,662,000
中央信用組合	22,371,000	-	22,371,000
秋田県信用組合	62,515,000	-	62,515,000
商工組合中央金庫	78,756,000	-	78,756,000
農林中央金庫	50,000	-	50,000
JA秋田信連	370,000	-	370,000
かづの農協	310,000	-	310,000
住友生命	5,755,000	-	5,755,000
興亜火災	3,593,000	-	3,593,000
住友火災	4,746,000	-	4,746,000
あいおい損保	590,000	-	590,000
千代田火災	1,605,000	-	1,605,000
東京海上日動	1,690,000	-	1,690,000
ニッセイ同和損保	636,000	-	636,000
損保ジャパン	1,558,000	-	1,558,000
日新火災	2,028,000	-	2,028,000
日本興亜	1,704,000	-	1,704,000
損保ジャパン	1,308,000	-	1,308,000
全国信用保証協会連合会	2,570,000	-	2,570,000
日本共同証券財団	5,696,000	-	5,696,000
計	2,730,663,000	-	2,730,663,000

※秋田県からの出えん金には、金融安定化特別基金1, 880, 000, 000円を含む。

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 秋田県信用保証協会

時 点 : 令和6年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	会長	堀井 啓一	秋田県信用保証協会 会長
2	副会長	辻 良之	県商工会議所連合会 会長
3	常務理事	笠井 仁志	県産業労働部 課長待遇
4	理事	船木 富三弥	元 協会職員
5	理事	佐藤 久美子	元 協会職員
6	理事	新谷 明弘	秋田銀行 頭取
7	理事	石川 定人	県産業労働部長
8	理事	板垣 良一	商工組合中央金庫秋田支店長
9	理事	伊藤 新	北都銀行 頭取
10	理事	大森 三四郎	県商工会連合会 会長
11	理事	北林 貞男	県信用組合 会長
12	理事	菅原 浩	県信用金庫協会 会長
13	理事	藤澤 正義	県中小企業団体中央会 会長
14	理事	穂積 志	県市長会 会長
15	理事	松田 知己	県町村会 会長
16	監事	田中 一博	元 協会職員
17	監事	長谷部 弘輝	税理士法人秋央長谷部会計代表
18	監事	赤坂 薫	かおる総合法律事務所 代表
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

年度経営計画

6 年度分

秋田県信用保証協会

1. 経営方針

(1) 業務環境

1) 県内経済情勢

ここ数年経済に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の取扱いは5類感染症に移行し、各種イベントの再開など人流の活性化が見られるようになりました。日本銀行秋田支店が令和6年2月19日に公表した県内金融経済概況では、「県内景気は、緩やかに回復している。」としています。

しかしウクライナ情勢等に端を発した物価高の影響はいまだ続いています。また秋田県は他の都道府県に比べ人口減少、少子高齢化が加速しており、県内市場の縮小や廃業増加、後継者不足といった問題があります。県内経済の発展には、それらの問題に対応していくことが重要です。

2) 秋田県の中小企業を取り巻く環境

物価高や人手不足など、県内中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業」という。）の経営環境は依然厳しいものとなっています。また新型コロナ禍で非接触・非対面が求められ、事業環境は大きく変化しました。県内中小企業は収益力改善や生産性向上を推し進めていく必要があるほか、DX（デジタルトランスフォーメーション）など環境変化への対応が求められています。

当協会では金融支援に加えて、経営支援にも力を入れています。経営改善や新事業に取り組む意欲のある事業者を積極的に支援し、創業支援や再生支援、事業承継支援をさらに促進することで持続的な地域社会の実現を目指します。

1. 経営方針

(2) 業務運営方針

当協会では、今後の6年間を見据え「地域とともに、企業とともに」をスローガンとした新たな長期経営計画を策定するとともに、6年後に「保証浸透率 50%」及び「より地域に必要とされる組織へ」という目標の達成に向けて前期3年間の中期事業計画を策定しております。令和6年度は各計画の初年度として、業務運営方針を以下のとおりとします。

【保証部門】

ゼロゼロ融資の返済が開始される中小企業、物価高や人手不足等の影響を受けている中小企業に対し、保証協会ならではの政策保証を活用して借換等による資金繰り支援に万全を期します。本県は人口減少、少子高齢化が顕著であり、特に創業支援や事業承継支援に力を入れて取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指します。

また資金調達における利便性向上や円滑な事業承継を促すために、経営者保証を不要とする取扱いに積極的に取り組みます。

【経営支援部門】

過剰債務を抱えている中小企業や返済緩和を余儀なくされる中小企業、事業承継に課題を抱える中小企業等を重点支援先として定め、金融機関や関係機関と連携して資金繰り支援にとどまらない経営支援・再生支援を積極的に行います。

【管理回収部門】

収益力改善や事業再生等が極めて困難な中小企業や、保証債務の整理を課題とする経営者・保証人等に対し、金融機関や関係機関等と連携して廃業や再チャレンジの取組を支援し、経営者及び保証人が新たなスタートに早期に着手できる社会の構築を促進します。

ゼロゼロ融資に代表される無担保融資保証の普及浸透に加え、今後経営者保証改革プログラムに基づき経営者保証に依存しない融資慣行の確立が加速していくことから、求償権回収の維持促進に向けて求償権管理・回収体制の一層の整備に努めます。

【その他間接部門】

当協会の持続的な成長を支える上で人材育成は重要な観点であり、体系的な人材育成を通じて職員の中小企業支援に関するスキルを高めていくとともに、職員一人一人が働きがいを感じ自発的な貢献意欲が醸成され、組織の活性化へつながるよう本部・各現課単位で重点的な活動方針を自主策定し取り組みます。

2. 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

新型コロナが5類に移行し環境は以前の状態に戻りつつあるものの、ゼロゼロ融資の返済本格化や物価高、人手不足等により中小企業は引き続き厳しい経営環境にあります。

中小企業のおかれている状況は多様であり、当協会には信用保証の仕組みを活用し県内中小企業の個別の状況に合わせて柔軟な金融支援に取り組むことが求められています。

(2) 具体的な課題

1) 県内中小企業に寄り添った適切な金融支援の実施

2) 創業、事業承継支援の強化

(3) 課題解決のための方策

1) 県内中小企業に寄り添った適切な金融支援の実施

① 政策保証の推進

いわゆるゼロゼロ融資の返済本格化や物価高、人手不足等に直面する中小企業に対し、保証協会ならではの政策保証を推進し資金繰り支援に万全を期します。

また、国や県、市町村の助力を得ながら金融機関との連携を図り、企業ニーズに即した新たな保証商品の開発普及及び保証利用の裾野拡大に努めます。

② 設備投資への積極的な支援

県内中小企業の生産性向上や規模拡大を後押しするため、デジタル化・DX化や省力化、生産増加等に資する設備投資を積極的に支援していきます。

2. 重点課題

【保証部門】

③ 経営者保証改革への整備・対応

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて国が経営者保証の提供を事業者が選択できる環境の整備を進めており、当協会としても県内中小企業が経営者保証を提供しないことを柔軟に選択することができるよう対応を進めていきます。

④ 環境保全、カーボンニュートラル等の取り組み

極端な猛暑や大雨などの異常気象によって深刻な気象災害が発生するなど気候変動の影響が深刻化しており、自然環境の保全や温暖化の抑制等に向けた金融面での取り組みを推進します。

また、本県の豊かな自然環境や地域資源を生かした分野にも目を配り、農商工連携や食品製造加工産業の振興に向けた取り組みを進めます。

2) 創業、事業承継支援の強化

人口減少、少子高齢化が進む本県において、特に創業支援や事業承継支援に力を入れて取り組み、社会的課題の解決を目指すスタートアップの創出やM&A等による円滑な事業承継を後押しし、雇用の維持、創出による持続可能な地域社会の実現を目指します。

また、創業予定者に対し創業準備から資金調達までのアドバイス等きめ細かな創業支援や、創業保証利用後間もない中小企業者に対しては、定期的なモニタリングを実施し必要に応じて専門家を派遣するなど、創業者が一人で悩みを抱えないよう切れ目のない支援を実施します。

① 創業支援の充実

創業準備段階者を含む創業者や、第二創業など業態転換への取組を積極的に支援するため、創業に必要な情報提供や相談窓口での対応を充実させるとともに、国の施策である経営者保証を不要とする制度利用を含めた金融支援を促進します。

創業者との接点をつくるため、創業者が集まり情報共有できる場に参加、また集まる場を作り支援ニーズの把握に努めます。

② 創業保証利用先へのモニタリング強化

過年度の創業保証を利用した先のデータ分析を踏まえ、創業保証利用後間もない中小企業に対して、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて専門家派遣等の経営支援を実施することで、事業の成長を後押しします。

2. 重点課題

【保証部門】

③ 事業承継支援の強化

人口減少、少子高齢化が進む本県において、事業承継支援に力を入れて取り組み、企業の価値を高め円滑な事業承継を後押しし、持続可能な地域社会の実現を目指します。

2. 重点課題

【経営支援部門】

(1) 現状認識

物価高や人手不足、過剰債務など多くの中小企業は様々な経営課題を抱えています。また、本県は人口減少・少子高齢化が顕著であり、県内市場の縮小や少子高齢化による人手不足、後継者不在等を要因とした休廃業の増加などの課題も抱えており、中小企業を取り巻く経営環境等は依然として厳しい状況にあります。

このため当協会をはじめとする中小企業支援機関には、中小企業の経営状況を把握しニーズに応じて、継続的な伴走支援、円滑な事業承継支援など様々な経営支援に尽力することが求められています。

(2) 具体的な課題

- 1) 経営支援の充実と効果検証
- 2) 金融機関や関係機関との連携強化

(3) 課題解決のための方策

1) 経営支援の充実と効果検証

① 事業者の抱える課題やニーズの把握

企業訪問を経営支援の入口と捉え、中小企業の抱える課題やニーズを把握するために引き続き企業訪問に力を入れていきます。企業訪問や面談等においては適切なモニタリングを行い、各企業の現状把握に努めます。

② 経営支援の充実

各企業の現状から、どのような課題やニーズを抱えているのかを分析し、それを基に有効な経営支援を検討・提案していきます。支援の内容や必要性に応じて、関係機関との連携も実施していきます。

2. 重点課題

【経営支援部門】

③ 経営改善・再生支援の取組強化

事業環境がさらに変わっていく中、県内中小企業の置かれている状況を見極め、過剰債務を抱えている中小企業や返済緩和を余儀なくされる中小企業、事業承継に課題を抱える中小企業等を重点支援先として定め、金融機関及び関係機関と連携して資金繰り支援にとどまらない経営改善・再生支援を積極的に行っていきます。

④ 経営支援の効果検証による取組

県内中小企業の経営改善・生産性向上に向けた一層質の高い取組を行っていくため、関連データの蓄積やモニタリング・フォローアップによって収集した情報等に基づいて経営支援の効果検証を実施するとともに、より効果的な経営支援施策に結びつけていきます。

・経営支援の取組に関する定量的な効果検証の指標及び目標値の設定

対象	専門家派遣事業実施企業
指標	ローカルベンチマーク指標 (①売上高増加率、②営業利益率、③労働生産性、 ④EBITDA 有利子負債倍率、⑤営業運転資本回転期間、 ⑥自己資本比率) *法人は①～⑥の6指標、個人は①～③の3指標
目標値	支援実施の直前の決算期を0期として、3期目の上記指標のうち法人は3指標以上、個人は1指標以上改善が見られた企業割合が30%以上となること

2. 重点課題

【経営支援部門】

2) 金融機関や関係機関との連携強化

① 金融機関との連携・協働の深化

金融機関との連携を一層深めることにより、過剰債務を抱える先や返済緩和先について早期かつ有効な支援を実施することで、中小企業の経営改善や資金繰り改善等への取組を積極的に推進していきます。

② 関係機関との連携・協働の深化

過剰債務や事業承継等の複雑かつ難易度の高い経営課題を抱える先については、保証協会単独での課題解決に向けたきめ細かい支援は難しいことから、関係機関との連携を一層深めることにより、中小企業の経営改善や再生への取組を積極的に推進していきます。

2. 重点課題

【管理回収部門】

(1) 現状認識

無担保や経営者以外の保証人が付されていない求償権が増加しており、回収環境は年々厳しさを増す一方、長期化求償権の滞留やゼロゼロ融資後の代位弁済増加から、より効率的かつ効果的な業務運営が求められています。

また、ゼロゼロ融資に代表される無担保融資保証の普及浸透に加え、今後、経営者保証に依存しない融資慣行が加速していくことから、当協会においても経営者保証改革を念頭においた管理・回収体制の整備が必要となっています。

(2) 具体的な課題

1) 求償権管理・回収業務の効率化と業務体制の整備

(3) 課題解決のための方策

1) 求償権管理・回収業務の効率化と業務体制の整備

① 求償権管理・回収業務の効率化と効果的な回収の実現

期中管理担当者と求償権担当者との連携を確実に行い、代位弁済後の初動に注力するとともに、求償権先の的確な実態把握、計画的な時効管理を通して、求償権業務全体の効率化と効果的な回収に努めます。

② 融資慣行の変化に即した管理・回収体制の整備

ゼロゼロ融資に代表される無担保融資保証の普及浸透に加え、今後経営者保証改革プログラムに基づき経営者保証に依存しない融資慣行の確立が加速していくことから、管理事務コストの圧縮や人材育成により、回収機能の維持・向上に努めます。

③ 廃業、再チャレンジ支援の取組強化

収益力改善や事業再生等が極めて困難な中小企業・小規模事業者や、保証債務の整理を課題とする経営者・保証人等に対し、金融機関や関係機関等と連携して廃業や再チャレンジの取組を支援します。

2. 重点課題

【その他間接部門】

(1) 現状認識

関係機関との連携を強化し、オール秋田で県内企業を支えることが必要になります。当協会においては中小企業に寄り添った対応を心掛け、研鑽に努めることで存在価値を高め、「より地域に必要とされる組織」を目指していきます。

一方、当協会が中小企業に対する支援を実施していく上で、公的・社会的責任を全うする信頼される組織であるために、コンプライアンス態勢の強化と適正な組織運営、積極的な経営方針の情報公開、内部監査などによる統制・検証機能の充実について引き続き努力していくことが求められています。

(2) 具体的な課題

- 1) 協会組織の活性化
- 2) コンプライアンス態勢の強化

(3) 課題解決のための方策

1) 協会組織の活性化

① 広報活動の強化

当協会の概要や各種保証制度、経営支援メニュー等について、ホームページや各種媒体を通じて情報発信の強化に努め、県内事業者や金融機関、関係機関とのリレーションシップの構築促進や保証制度等の利用浸透に努めます。

② 業務のデジタル化、効率化

環境の変化に伴い多様化・複雑化する業務について限られた経営資源の中で迅速かつ的確に対応していくため、業務改善に向けた業務の見直しを進めるとともに生成A I の導入やR P A の活用等を積極的に検討し、業務の効率化を目指します。

2. 重点課題

【その他間接部門】

③ 体系的な人材育成

当協会の持続的な成長を支える上で人材育成は重要な観点であり、体系的な人材育成を通じて職員の中小企業支援に関するスキルを高めていくとともに、職員一人一人が働きがいを感じ自発的な貢献意欲が醸成され、組織の活性化へつながるよう取り組みます。

2) コンプライアンス態勢の強化

① コンプライアンス態勢の維持確立

当協会は公共的使命と社会的責任を果たし、より地域から信頼される組織となるため、コンプライアンス態勢の維持確立に向けた取組を役職員一丸となって引き続き進めます。

また、サイバー攻撃などのリスクを想定し、情報セキュリティの強化に努めます。

② 内部監査の実施

基幹業務の事務処理についての適格性監査のほか、具体的な対応についての妥当性監査を強化し、必要に応じ本部や各現課に対して改善や修正を求め、指導的機能を発揮します。また、主務省庁による監督・検査における指摘や指導に適切に対応するとともに、本部による各現課の管理状況についても検証します。

③ 個人情報保護の徹底と適正な管理

監査実施計画に基づく点検・監査を実施し、個人情報保護の啓発及び徹底を図ります。

2. 重点課題

【その他間接部門】

④ ガバナンスの強化、経営計画等の公表

協会運営に関し、長期経営計画及び中期事業計画並びに年度経営計画等に基づく重要事項について役職員間での認識共有を徹底するとともに、中小企業に対する経営支援等の取組の「見える化」を進め、ガバナンスの強化を図ります。

また、経営計画の公表やディスクロージャーの発行等、適切な情報公開を通じた透明性の高い経営を実現します。

⑤ 反社会的勢力等の排除

反社会的勢力等の保証利用を未然に防止するため、保証利用の有無にかかわらず関連情報を集約し、データベースの充実を図ります。また、全国暴力追放運動推進センターなど関係機関との連携を一層強化し、不当な資金獲得活動の温床となりかねない取引を根絶し、反社会的勢力等との関係を遮断します。

令和6年度コンプライアンス・プログラム

1. コンプライアンス 態 勢		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	コンプライアンス委員会の設置	通 年
2	コンプライアンス統括部署の設置	通 年
3	ハラスメント統括部署の設置	通 年
4	コンプライアンス担当者選任	通 年
5	コンプライアンス・プログラム制定	4 月
6	コンプライアンス活動計画策定	4 月

2. 広 報 活 動		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	本所・支所の事務所内における周知	通 年
①	秋田県信用保証協会倫理憲章の掲示	
②	個人情報保護宣言の掲示	
③	反社会的勢力等への対応について掲示	
2	ディスクロージャー(令和6年度版事業概況)による広報 会長挨拶の中にコンプライアンス重視の経営を明記し、倫理憲章を掲載	毎年 7 月
3	協会ホームページに個人情報保護宣言と反社会的勢力等への対応について掲載	通 年

3. コンプライアンス・チェック		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	コンプライアンス報告書の提出	毎 月
2	情報漏洩防止に関する点検報告書の提出	毎 月
3	内部監査時のコンプライアンス関連項目のチェック	上 期 ・下 期
4	コンプライアンスの認識度チェックテスト(全職員対象)	抜き打ち監査時
5	コンプライアンスアンケートの実施(全職員対象)	下 期
6	ハラスメントに関するアンケート調査の実施(全職員対象)	上 期 ・下 期

4. 各 種 委 員 会		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	コンプライアンス委員会の開催	定例年2回・随時
2	ハラスメント統括部署会議の開催	定例年2回・随時
3	コンプライアンス担当者会議の開催	定例年2回・随時

5. 内部啓発活動		
No	【 実 施 項 目 】	【 実 施 時 期 】
1	役員による教宣・啓発活動	通 年
2	内部監査時における教宣・啓発活動	通 年
3	コンプライアンス勉強会の実施(各部署で実施)	通 年(年4回以上)
4	内部研修会におけるコンプライアンス教宣・啓発活動	通 年
5	各種研修会への職員派遣	通 年
6	外部講師による研修会の実施	下 期

3. 事業計画

秋田県信用保証協会

(単位:百万円、%)

	金 額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保 証 承 諾	55,000	91.7%	114.3%
保 証 債 務 残 高	274,000	90.4%	90.9%
保証債務平均残高	287,000	91.4%	91.5%
代 位 弁 済	4,500	100.0%	133.0%
実 際 回 収	600	100.0%	80.0%
求 償 権 残 高	1,259	99.2%	132.4%

積算の根拠(考え方)

- ・保証承諾
保証承諾額は、令和5年度実績見込比114.3%の550億円とした。企業ニーズに応じた借換の提案や企業訪問を通じた資金需要の掘り起こしを推進していくことから増加を見込む。
- ・保証債務残高
保証債務残高は、令和5年度実績見込比90.9%の2,740億円とした。令和6年度の保証承諾、償還、代位弁済などの見込みから減少すると見込む。
- ・代位弁済
代位弁済は、令和5年度実績見込比133.0%の45億円とした。コロナ禍からの業況不振継続や物価上昇、エネルギー価格高騰等の影響による倒産の増加が懸念される。
- ・実際回収
求償権回収は、令和5年度実績見込比80.0%の6億円とした。代位弁済計画額と回収ピッチから算出した数値に回収環境を勘案して策定した。
- ・求償権残高(帳簿)
令和5年度見込み9億51百万円に対し、令和6年度代位弁済、回収、求償権の償却を加味し計画した。

4. 収支計画

秋田県信用保証協会

(単位:百万円、%)				
	金 額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	3,092	94.2%	93.1%	1.08%
保証料	2,583	92.4%	91.5%	0.90%
運用資産収入	248	100.8%	100.0%	0.09%
責任共有負担金	214	105.4%	105.9%	0.07%
その他	47	117.5%	94.0%	0.02%
経常支出	2,281	102.0%	106.0%	0.79%
業務費	940	105.5%	113.4%	0.33%
借入金利息	0	0.0%	0.0%	0.00%
信用保険料	1,234	92.8%	94.2%	0.43%
責任共有負担金納付金	29	0.0%	0.0%	0.01%
雑支出	78	487.5%	650.0%	0.03%
経常収支差額	811	77.5%	69.3%	0.28%
経常外収入	6,006	96.4%	111.3%	2.09%
償却求償権回収金	73	91.3%	91.3%	0.03%
責任準備金戻入	1,979	92.3%	94.3%	0.69%
求償権償却準備金戻入	313	102.3%	105.4%	0.11%
求償権補填金戻入	3,641	98.4%	124.6%	1.27%
その他	0	0.0%	0.0%	0.00%
経常外支出	6,292	96.9%	115.5%	2.19%
求償権償却	4,065	99.9%	129.1%	1.42%
責任準備金繰入	1,810	90.4%	91.5%	0.63%
求償権償却準備金繰入	415	99.0%	132.6%	0.14%
その他	2	100.0%	33.3%	0.00%
経常外収支差額	-286	107.9%	583.7%	-0.10%
制度改革促進基金取崩額	0	—	—	—
収支差額変動準備金取崩額	0	0.0%	0.0%	0.00%
当 期 収 支 差 額	525	67.2%	46.8%	0.18%
収支差額変動準備金繰入額	262	67.2%	46.7%	0.09%
基金準備金繰入額	263	67.3%	46.9%	0.09%
基金準備金取崩額	0	0.0%	0.0%	0.00%
基金取崩額	0	0.0%	0.0%	0.00%

積算の根拠(考え方)

・「保証料」については、過年度実績等をもとに平均保証料率を0.90%として策定した。

・「責任共有負担金」については、責任共有対象の保証残高および過年度代位弁済実績をもとに個別積算し計上した。

・「経費」については、個別科目毎に積算した。

・「信用保険料」については、過年度実績等をもとに平均保険料率を0.43%として計上した。なお、「責任共有負担金」として29百万円を計上している。

・「求償権補填金償却、戻入」については、代位弁済と回収の計画を加味して積算した。

・「制度改革促進基金取崩額」については、平成29年度決算において基金残高全額を取り崩したことから発生しない。

5. 財務計画

(単位:百万円、%)

		金 額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
年 金 度 融 中 機 関 出 入 等 金 担 ・ 金	県	0	—	—
	市 町 村	0	—	—
	金融機関等	0	—	—
	合 計	0	—	—
基 金 取 崩		0	—	—
基金準備金繰入		263	67.3%	46.9%
基金準備金取崩		0	—	—
期 末 基 本 財 産	基 金	10,848	100.0%	100.0%
	基金準備金	9,073	113.8%	103.0%
	合 計	19,921	105.9%	101.3%

制度改革促進基金取崩	0	—	—
制度改革促進基金期末残高	0	—	—

収支差額変動準備金繰入	262	67.2%	46.7%
収支差額変動準備金取崩	0	—	—
収支差額変動準備金期末残高	6,697	108.3%	104.1%

(単位:百万円、%)

		金 額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助		0	0.0%	0.0%
	基金補助金	0	0.0%	0.0%
地方公共団体からの財政援助		993	102.3%	93.2%
	保証料補給 (「保証料」計上分)	976	101.8%	93.3%
	保証料補給 (「事務補助金」計上分)	0	0.0%	0.0%
	損失補償補填金	17	141.7%	89.5%
	事務補助金 (保証料補給分を除く)	0	0.0%	0.0%
	借入金運用益	0	0.0%	0.0%

秋 田 県 信 用 保 証 協 会

積算の根拠(考え方)

・基本財産造成については、自助努力による基金準備金の積み上げを主体とし、出えん金・金融機関負担金は要望しない。

・制度改革促進基金については、平成29年度決算で基金残全額を取り崩した。

6. 経営諸比率

秋田県信用保証協会

(単位: %)

項 目	算 式	比率	対前年度計画比 増減	対前年度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.90%	0.01%	0.00%
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.09%	0.01%	0.01%
経費率	経費【業務費+雑支出】／保証債務平均残高	0.35%	0.06%	0.08%
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.20%	0.02%	0.03%
(物件費率)	物件費【経費-人件費】／保証債務平均残高	0.16%	0.05%	0.06%
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.43%	0.01%	0.01%
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高	11.44%	0.77%	1.02%
固定比率	(事業用不動産＋建設仮勘定)／基本財産	2.46%	0.14%	0.81%
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	54.46%	-3.18%	-0.73%
求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産	4.24%	-0.28%	0.99%
		1,259		
		13.75倍		
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	13.75倍		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	1.57%	0.13%	0.49%
回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))	2.33%	0.69%	-2.08%

(注) 1. 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2. 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末毎の求償権残高の実数(単位: 百万円)を記入する。

法人名 秋田県信用保証協会

②令和 5 年度計算書類等

法人所管課 産業政策課

事業報告書

第73期 $\left(\begin{array}{l} \text{令和5年4月1日から} \\ \text{令和6年3月31日まで} \end{array} \right)$

秋田県信用保証協会

目 次

1. 業 務 報 告 書	1 頁
2. 収 支 計 算 書	3 6 頁
3. 貸 借 対 照 表	3 7 頁
4. 財 産 目 録	3 8 頁

1. 業 務 報 告 書

(1) 事 業 概 況

事 業 方 針

当協会では、平成30年4月に策定した6年間の長期経営計画において、「地域とつながる保証協会」を経営ビジョンに掲げ、この達成に向け計画期間の後期3年間（令和3年度～令和5年度）にあたる中期事業計画において次のテーマを重点的な取組として定めた。

- (1) 力強い金融支援
- (2) 適正保証の推進
- (3) 経営改善や事業再生等の促進
- (4) 関係機関との連携強化・協働

中期事業計画の最終年度となる令和5年度においては、これらの重点事項に対応する次の3つの項目に注力しながら業務運営に努めることとした。

- ① 県内中小企業の事業維持・発展に向けた力強い金融支援の実施
- ② 企業との接点増加による経営支援の充実
- ③ 創業者支援の強化

(保証業務)

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の5類移行を受け社会経済活動が正常化に向かう中、環境変化に対応し事業を維持・発展させるため貸金水準向上など経営改革に取り組もうとする中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業」という。）に対して、引き続き国・県・市町村の施策に呼応し、金融機関等と連携しながら積極的に資金繰り支援を行った。

また、国が推進する経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた各種施策についても積極的に取り組んだ。

(期中管理及び経営支援業務)

コロナ対策資金の返済据置中の企業や過剰債務を抱えた企業等の経営状況を的確に把握するためモニタリングを強化し、課題解決に向けた効果的な経営支援や追加の経営支援、返済条件緩和などをタイムリーに実施した。

また、創業者を積極的に支援するため、創業塾等での情報提供を実施したほか、創業保証利用者へは定期的なフォローアップ訪問を実施し、必要に応じ資

金繰り支援や専門家派遣による販路拡大などの経営支援につなげた。

(回収業務)

期中管理部門と求償権管理部門の連携により、要代位弁済先の調査および代位弁済直後の初動対応を適切に実施するとともに、不動産任意処分や一部弁済による保証人免除を伴う不定期回収の促進等を実施し、回収の最大化に努めた。

(その他)

コンプライアンス態勢の維持確立に向けた取組を土台としつつ、金融支援・経営支援等を効果的に進めるため各種研修会に職員を参加させ、個々の能力向上に努めるなど、高い専門性とスキルを持った職員の育成に取り組んだ。

また、業務効率を高めるため引き続きデジタル化を進め、電子決裁システムの導入やペーパーレス、押印レス対応などに取り組んだ。

経 済 情 勢

令和5年度の県内経済は、新型コロナの5類移行により特にサービス関連においては、コロナ禍の沈静化後の人流増加に伴い売上増加につながった。一方、観光関連では7月の豪雨災害でダメージを受け、運輸関連ではエネルギー価格の高止まりによるコスト増加状況が続いている。

県内の企業倒産においては、コロナ対策資金（ゼロゼロ融資）の返済が本格化した時期を中心に倒産が相次ぎ、東京商工リサーチの令和5年度の「秋田県企業倒産状況」では、件数64件、負債総額101億円となっており、前年度比は件数で173%、金額で264%と大幅に増加した。

また、本県は11年連続で全国最高の人口減少率を記録するなど人口減少は顕著で、それによるマーケットの縮小や少子高齢化による人手不足、エネルギー価格の高止まりにより、今後、収益を圧迫された企業の倒産増加が懸念されており、県内中小企業を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続いている。

業 績

このような経済情勢の中で、令和5年度の事業概況は次のとおりであった。

1) 保証承諾及び保証債務残高の状況

保証承諾は、4,406件、467億78百万円で、前年度に比べ件数で81件(△1.8%)減少し、金額では45億27百万円(10.7%)増加した。

また、保証残高は、30,001件、3,004億78百万円となり、前年度に比べ件数で1,373件(△4.4%)、金額では316億16百万円(△9.5%)減少した。

なお、重要課題として取り組んだ「保証利用企業者数の確保」については、14,199企業と前年度に比べ668企業減少した。

2) 延滞保証債務残高および代位弁済の状況

期末所定期限経過保証債務残高(期限経過90日超)は、6件58百万円となった。(前年度3件、6百万円)

また、代位弁済(元利)は、399件、33億71百万円となり、前年度に比べ件数で126件(46.2%)、金額では8億12百万円(31.7%)増加した。

期末の代位弁済請求残高は、27件、237百万円となり、前年度に比べ件数で7件(35.0%)、金額では1億46百万円(160.4%)増加した。

なお、保証債務平均残高に対する代位弁済率は、1.08%となり、前年度に比べ0.34ポイント上昇した。

3) 求償権回収の状況

求償権元本の回収額は、50件、6億96百万円となり、前年度に比べ件数で23件(△31.5%)減少したが、金額で42百万円(6.4%)増加した。

また、損害金回収については56百万円で、前年度に比べ3百万円(5.1%)増加した。

この結果、元本・損害金の回収総額は、7億52百万円となり、前年度に比べ45百万円(6.3%)増加となった。

事業の展望

当協会では、令和6年度から新たに6年間（令和6年度～令和11年度）の長期経営計画を定め、「地域とともに、企業とともに」を経営ビジョンに掲げるとともに、6年後に「保証浸透率50%」という定量目標を定めた。この達成に向け計画期間の前期3年間（令和6年度～8年度）にあたる中期事業計画において保証部門、経営支援部門、管理回収部門、その他間接部門に分類し取り組むこととした。

令和6年度においては、引き続きコンプライアンス態勢の維持確立に向けた取組を役職員一丸となって進める。

中小企業の多様な資金需要に応えるため金融支援をはじめ、創業支援や事業承継、事業再生支援の促進にも努め、多くの企業に対し実効性の高い経営支援を実施し、企業の発展による県内経済の活性化につながる活動を全力で取り組む。

加えて、国が推進する中小企業者が経営者保証を提供しないことを柔軟に選択することができるよう対応を進める。

また、これらの金融支援、経営支援をより効果的に行うため、引き続き県・市町村、金融機関、支援機関等との連携を重視しながら、金融仲介機能を発揮するとともに、体系的な人材育成を通じて職員の中小企業支援に関するスキルアップにも取り組む。

令和6年度の重点的な取組

- 県内中小企業に寄り添った適切な金融支援の実施
- 創業、事業承継支援の強化
- 経営支援の充実と効果検証
- 金融機関や関係機関との連携強化

令和6年度 事業計画主要数値

保証承諾	550億円
保証残高	2,740億円
保証債務平均残高	2,870億円
代位弁済	45億円
求償権回収	6億円

(2) 庶務事項

年 月 日	記 事
令和5年 4 月 1 日	○ 人事異動実施 ○ 理事の任命 理事就任 堀井 啓一、辻 良之、加藤 慶美 伊藤 登志雄、船木 富三弥、新谷 明弘、石川 定人 板垣 良一、伊藤 新、大森 三四郎、北林 貞男 菅原 浩、藤澤 正義、穂積 志、松田 知己
4 月 3 日	○ 第1回理事会 議案第1号 会長、副会長及び常務理事の互選について 議案第2号 役員の常勤について 議案第3号 常勤役員の報酬について
4 月 6 日	○ 第1回コンプライアンス委員会
4 月 12 日	○ 令和5年度経営計画書主務省等提出
4 月 17 日	○ 第2回コンプライアンス委員会
4 月 28 日	○ 第1回ハラスメント統括部署会議
4 月 25 日	○ 令和4年度決算速報主務省等提出 ○ 第1回コンプライアンス担当者会議
5 月 9 日	○ 令和4年度決算監査会、第1回監事会
5 月 25 日	○ 第2回理事会 議案第1号 令和4年度事業報告及び決算承認について
5 月 26 日	○ 令和4年度事業報告書主務省等提出 ○ 資産総額変更登記 (資産の総額 24,971,474,466円)
6 月 7 日	○ 第3回コンプライアンス委員会
6 月 26 日	○ 関連会社（保証協会債権回収株式会社、保証協会コンピュータサービス株式会社）の状況報告主務省等提出
7 月 3 日	○ 外部評価委員会
8 月 9 日	○ 第4回コンプライアンス委員会
8 月 17 日	○ 第2回監事会
8 月 24 日	○ 第2回ハラスメント統括部署会議

年 月 日	記 事
令和5年 10 月 12 日	○ 第3回理事会（書面） 議案第1号 横手・湯沢支所の移転について
11 月 8 日	○ 第3回監事会
11 月 24 日	○ 第4回理事会（書面） 議案第1号 給与規程における給料表の改正について
11 月 28 日	○ 第5回コンプライアンス委員会
令和6年 1 月 26 日	○ 第5回理事会（書面） 議案第1号 就業規則の一部改正について 議案第2号 給与規程の一部改正について 議案第3号 退職金給与規程の一部改正について 議案第4号 旅費規程の一部改正について
2 月 6 日	○ 第3回ハラスメント統括部署会議
2 月 7 日	○ 第4回監事会
3 月 6 日	○ 第6回コンプライアンス委員会
3 月 11 日	○ 第2回コンプライアンス担当者会議
3 月 15 日	○ 第4回ハラスメント統括部署会議
3 月 18 日	○ 第6回理事会 議案第1号 長期経営計画（案）について 議案第2号 中期事業計画（案）について 議案第3号 令和6年度経営計画（案）について 議案第4号 令和6年度収支予算（案）について 議案第5号 従たる事務所の業務に関する代理人選任について
3 月 31 日	○ 理事退任 加藤 慶美、伊藤 登志雄

(3) 役 職 員

イ 役職員数

理 事	監 事	職 員	計
15 (11)	3 (2)	58	76 (13)

(注) () 内は非常勤の理事、監事数を表す。

ロ 役 員

役 職 名	氏 名	現 職 理 事 就 任 月 日	備 考
会 長 理 事	堀 井 啓 一	令和 3 年 7 月 1 日	常 勤
副 会 長 理 事	辻 良 之	理事 令和 4 年 12 月 9 日 副会長 令和 5 年 1 月 20 日	非常勤 県商工会議所連合会会長
常 務 理 事	加 藤 慶 美	令和 4 年 4 月 1 日	常 勤
理 事	伊 藤 登 志 雄	平成 28 年 4 月 1 日	常 勤
理 事	船 木 富 三 弥	令和 3 年 4 月 1 日	常 勤
理 事	新 谷 明 弘	令和 2 年 4 月 1 日	非常勤 秋田銀行頭取
理 事	石 川 定 人	令和 5 年 4 月 1 日	非常勤 県産業労働部長
理 事	板 垣 良 一	令和 5 年 4 月 1 日	非常勤 商工組合中央金庫秋田支店長
理 事	伊 藤 新	平成 31 年 4 月 1 日	非常勤 北都銀行頭取
理 事	大 森 三 四 郎	令和 3 年 5 月 27 日	非常勤 県商工会連合会会長
理 事	北 林 貞 男	平成 21 年 6 月 23 日	非常勤 県信用組合会長
理 事	菅 原 浩	令和 4 年 5 月 20 日	非常勤 県信用金庫協会会長
理 事	藤 澤 正 義	平成 26 年 6 月 11 日	非常勤 県中小企業団体中央会会長
理 事	穂 積 志	平成 21 年 5 月 15 日	非常勤 県市長会会長
理 事	松 田 知 己	令和 4 年 6 月 1 日	非常勤 県町村会会長
監 事	田 中 一 博	令和 3 年 4 月 1 日	常 勤
監 事	長 谷 部 弘 輝	平成 18 年 10 月 1 日	非常勤 税理士
監 事	赤 坂 薫	平成 26 年 10 月 1 日	非常勤 弁護士

(4) 事 務 所

名 称	開 設 年 月 日	所 在 地	備 考
秋田県信用保証協会	昭和26年 8月 1日	秋田市旭北錦町1番47号 (秋田県商工会館内)	土地 844.69 m ² 建物 1,594 m ²
大 館 支 所	昭和28年 4月 27日	大館市字三の丸 90 番地	土地 349.28 m ² 建物 215.35 m ²
能 代 支 所	昭和38年 2月 1日	能代市上町 6 番 28 号	土地 223.14 m ² 建物 191.47 m ²
本 荘 支 所	昭和40年 7月 1日	由利本荘市肴町 66 番地 4	土地 347.39 m ² 建物 177.39 m ²
大 曲 支 所	昭和30年 8月 1日	大仙市大曲浜町 2 番 2 号	土地 674.04 m ² 建物 274.62 m ²
横手・湯沢支所	平成 15 年 4 月 1 日	横手市四日町 26 番地 1	土地 566.01 m ² 建物 315.64 m ²

(5) 基本財産

イ 基本財産

(単位：千円)

期 別 区 分	前 期 末	当 期 中 増 加 額	当 期 中 減 少 額	当 期 末
基 金	10,847,937	0	0	10,847,937
基 金 準 備 金	8,249,310	644,837 (0)	0	8,894,147
計	19,097,247	644,837	0	19,742,084

(注) 基金準備金の当期中増加欄の()には、収支差額変動準備金からの振替額を内数で記載。

ロ 出えん金(累計)

(単位：千円)

期 別 出えん者別	前期末	当期中増加額	当期末
地 方 公 共 団 体			
都 道 府 県	8,748,982	0	8,748,982
市 町 村	1,212,792	0	1,212,792
計	9,961,774	0	9,961,774
金 融 機 関			
都 市 銀 行	1,408	0	1,408
地 方 銀 行	21,177	0	21,177
第二地方銀行協会加盟行	660	0	660
信 託 銀 行	0	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0	0
信 用 金 庫	2,709	0	2,709
信 用 協 同 組 合	646	0	646
農 業 協 同 組 合	0	0	0
商工組合中央金庫	1,487	0	1,487
農 林 中 央 金 庫	0	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0	0
そ の 他 金 融 機 関	0	0	0
計	28,086	0	28,086
そ の 他			
業 者 ・ 業 者 団 体	7,414	0	7,414
合 計	9,997,274	0	9,997,274

※上記出えん金(累計)には、過去に金融安定化特別基金(中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。)を造成するために出えんされた額1,880,000千円を含む。

ハ 金融機関等負担金（累計）

（単位：千円）

期 別 負担者別	前 期 末	当 期 中 増 加 額	当 期 末
金 融 機 関			
都 市 銀 行	31,255	0	31,255
地 方 銀 行	2,117,473	0	2,117,473
第二地方銀行協会加盟行	61,336	0	61,336
信 託 銀 行	0	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0	0
信 用 金 庫	303,086	0	303,086
信 用 協 同 組 合	104,548	0	104,548
農 業 協 同 組 合	680	0	680
商工組合中央金庫	78,756	0	78,756
農 林 中 央 金 庫	50	0	50
生 命 保 険 会 社	5,755	0	5,755
損 害 保 険 会 社	19,458	0	19,458
そ の 他 金 融 機 関	0	0	0
計	2,722,397	0	2,722,397
そ の 他			
業 者 ・ 業 者 団 体	8,266	0	8,266
合 計	2,730,663	0	2,730,663

※業者・業者団体のなかには（財）日本共同証券財団からの助成金の拠出（5,696千円）が含まれている。

(6) 業務内容

イ 保証の種類

種 類 (制 度 名)		対 象	資金使途
普 通 保 証		県内で事業を営む中小企業者	運転・設備
災 害	激甚災害復旧融資保証制度	激甚災害の指定を受けた地域の罹災中小企業者	運転・設備
	秋田県中小企業振興資金融資保証制度 ①中小企業災害復旧資金	災害によって事務所等が罹災した中小企業者	運転・設備
	〃 ②令和5年7月14日からの大雨災害復旧特別融資	令和5年7月14日からの大雨災害によって直接又は間接的被害を受けた中小企業者	運転・設備
経 営 安 定 関 連	経営安定関連融資保証制度	保険法に基づく経営安定関連の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	秋田県経営安定資金融資保証制度 ①経営安定資金受注減型	売上の減少等、業況悪化につき商工会等の認定を受けた中小企業	運転・設備
	〃 ②経営安定資金連倒型	倒産企業に対して売掛債権等を50万円以上有するもの	運転・設備
	〃 ③借換枠（一般）	中小企業振興資金災害復旧資金、セーフティネット資金緊急経済対策枠等の残高があり、適切な事業計画を有している中小企業者	運転・設備
	〃 ④新型コロナウイルス感染症対策枠	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少等により経営の安定に支障を来している中小企業者	運転・設備
	〃 ⑤原油・原材料等価格高騰対策枠	原油・原材料等の価格高騰の影響を受けているにもかかわらず、価格転嫁できていない中小企業者	運転・設備
	秋田県セーフティネット保証制度 ①経営安定資金受注減型	売上の減少等、業況悪化につき商工会等の認定を受けた中小企業	運転・設備
	〃 ②経営安定資金連倒型	倒産企業に対して売掛債権等を50万円以上有するもの	運転・設備
	〃 ③経営安定資金金融破綻型	破綻金融機関等と取引のあるもの	運転・設備
	〃 ④借換枠（一般）	中小企業振興資金災害復旧資金またはセーフティネット資金緊急経済対策枠等の残高があり、適切な事業計画を有している中小企業者	運転・設備
	〃 ⑤新型コロナウイルス感染症対策枠	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少等により経営の安定に支障を来している中小企業者	運転・設備
	伴走支援型特別保証制度	新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、経営行動に係る計画を策定した中小企業者	運転・設備
	秋田県伴走支援型特別保証制度	新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、経営行動に係る計画を策定した中小企業者	運転・設備
	秋田市中小企業振興資金保証制度 緊急経営支援資金	倒産事業者との取引が全取引額の20%以上ある等で経営に支障が生じている中小企業	運転・設備
	市町村中小企業振興資金保証制度	各市町村で事業を行うもので、新型コロナウイルスの影響を受け、売上減少等により経営の安定に支障を来している中小企業者	運転・設備
公 害 防 止	公害防止融資保証制度	公害防止保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
危 機 関 連	危機関連保証	危機関連保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	秋田県危機関連融資保証制度	県内で事業を営むもので、危機関連保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	秋田市危機関連融資保証制度	市税を完納している者で1年以上秋田市内に住所及び事業所を有し、危機関連保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	市町村中小企業振興資金保証制度	各市町村で事業を行うもので、危機関連保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
海 外 投 資	海外投資関係資金融資保証制度	海外投資関係保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
事 業 転 換	秋田県新事業展開資金融資保証制度 ①事業革新資金	中小企業等経営強化法の要件を具備する等で商工会等から認定を受けた中小企業等	運転・設備
	〃 ②事業革新資金賃金水準向上枠	事業転換・多角化、新市場進出、海外進出により事業展開を図ろうとする者で商工会等から認定を受け、かつ賃金水準向上計画を策定している中小企業	運転・設備
	秋田県セーフティネット新事業支援保証制度 事業革新資金	中小企業等経営強化法の要件を具備する等で商工会等から認定を受けた中小企業者等	運転・設備
	〃 ②事業革新資金賃金水準向上枠	事業転換・多角化、新市場進出、海外進出により事業展開を図ろうとする者で商工会等から認定を受け、かつ賃金水準向上計画を策定している中小企業	運転・設備
体 質 強 化	秋田県経営安定資金融資保証制度 特別改善枠	商工会議所、商工会連合会等から推薦を受けたもの	運転・設備
	〃	中小企業活性化協議会から推薦を受けたもの	運転・設備
	秋田県セーフティネット保証制度 特別改善枠	商工会議所、商工会連合会等から推薦を受けたもの	運転・設備
	〃	中小企業活性化協議会から推薦を受けたもの	運転・設備

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備 考				
		割引料率 の適用	借入金		損失補償	補給金		考 その他	
						保証料	保険料		
280,000 組合 480,000	(概ね) 運転 10年 設備 15年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000	10年	0.88	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
30,000	10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ			県		
30,000	10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ			県		取扱期間:令和5年8 月1日～12月29日
280,000 組合 480,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
80,000 (②と合算)	10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	県 (最大0.30%)		
80,000 (①と合算)	10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	県 (最大0.30%)		
280,000	10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			県 (最大0.30%)		
80,000	10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ		県	県 (最大0.40%)		
40,000	10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	県 (最大0.40%)		
80,000 (②と合算)	10年	0.88	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
80,000 (①と合算)	10年	0.88	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			県 (0.50%超の部分)		
50,000	10年	0.88	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000	10年	0.88	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
80,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ			県 (0.1%)		
100,000	一括返済の場合 10年 1年	2.40～0.45	なし	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			連合会		
100,000	一括返済の場合 10年 1年	2.40～0.45	なし	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			連合会		
30,000	10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市		
10,000～20,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市		北秋田市ほか 2制度
50,000 組合 100,000	7年	1.23 又は1.07	あり (1) (2)	担 保：原則必要 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000	10年	0.80	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
80,000	10年	0.70	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			県		
30,000	10年	0.80	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市		
10,000～20,000	10年	0.80	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市		にかほ市ほか 1制度
200,000 組合 400,000	10年	1.23 又は1.07	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			県		
200,000	10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	県 (0.60%超の部分)		
200,000	10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	県		
200,000	10年	0.88	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			県 (0.70%超の部分)		
200,000	10年	0.88	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			県		
50,000	12年	1.90～0.45	あり	担 保：必要に応じ		県	県		
80,000			(1) (2)	保証人：原則法人代表者のみ			(最大0.30%)		
50,000	12年	0.88	あり	担 保：必要に応じ					
80,000			(1)	保証人：原則法人代表者のみ					

保証限度額 (千円)	保証期間		保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備			考	
			割引料率 の適用	借入金		損失補償	補給金		その他	
								保証料		保険料
200,000 組合 400,000	15年	1.23 又は1.07	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
300,000 組合 600,000	運転 5年 設備 7年	1.44～1.07	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ						
300,000 組合 600,000	運転 5年 設備 7年	1.23 又は1.07	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ						
300,000 組合 600,000	運転 5年 設備 7年	1.23 又は1.07	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ						
300,000 組合 600,000	10年	1.23 又は1.07	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
200,000 組合 400,000	10年	1.23 又は1.07	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
200,000	15年	1.07	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県				
280,000	15年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	県			
50,000	10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	県 (0.60%超の部分)			
280,000	2年	1.62～0.39	あり (1) (2)	担 保：5千万円超原則必要 保証人：原則法人代表者のみ						
20,000	2年	1.62～0.39	あり (1) (2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ						
3,000	2年	1.62～0.39	あり (1) (2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ						
280,000 組合 480,000	10年	0.99 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
280,000 組合 480,000	10年	0.99 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
280,000	10年	1.34 又は1.07	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
500,000	運転 5年 設備 7年	無担保 0.65 有担保 0.75	なし	担 保：1億超要 保証人：原則法人代表者のみ						
35,000 (②と合算)	10年	0.88	あり (1)	担 保：不要 保証人：法人代表者のみ						
35,000 (①と合算)	10年	0.88	あり (1)	担 保：不要 保証人：法人代表者のみ						
280,000	10年	1.15	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
35,000	10年	1.08	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要						
100,000	20年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要 保証人：原則法人代表者のみ						
35,000	10年	0.88	あり (1)	担 保：不要 保証人：原則法人代表者のみ			県 (0.18%)			
25,000	10年	0.88	あり (1)	担 保：不要 保証人：原則法人代表者のみ			県			
10,000	10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市			
35,000	10年	1.08	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要			県 (0.18%)			
25,000	10年	1.08	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要			県 (0.58%)			
5,000	10年	1.08	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要			市			
10,000	10年	1.08	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要			市			
20,000	10年	1.08	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要			町 (0.88%)			
10,000～20,000	10年	0.88	あり (1)	担 保：不要 保証人：原則法人代表者のみ			市			秋田市ほか 16制度
10,000	10年	1.08	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要			市 (0.88%～1.08%)			横手市ほか 7制度

種 類 (制 度 名)		対 象	資金使途
創 業	＜あきぎん＞女性創業者応援ローン「B i z こまち」保証	秋田銀行及び当協会の計画策定支援や創業後の経営指導を受けられる女性で、産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
	＜北都＞女性・若者・シニア創業者応援ローン 「ほくと創業サポートローン」保証	北都銀行及び当協会の計画策定支援や創業後の経営指導を受けられる女性、満30歳未満の若者、満50歳以上のシニア又は移住後5年以内の方で、産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
	あきしん創業ローン保証制度	秋田信用金庫と当協会の何れかまたは双方から計画策定支援や創業後の経営支援を受ける意思のある産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
	うごしん創業ローン保証制度 ①創業関連保証	羽後信用金庫と当協会の何れかまたは双方から計画策定支援や創業後の経営支援を受ける意思のある産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
	〃 ②スタートアップ創出促進保証	羽後信用金庫と当協会の何れかまたは双方から計画策定支援や創業後の経営支援を受ける意思のある産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備
流動 資産	流動資産担保融資保証制度	在庫、売掛債権等の流動資産を担保として活用する中小企業者	運転・設備
	秋田県中小企業振興資金保証制度 流動資産担保資金	在庫、売掛債権等の流動資産を担保として活用する中小企業者	運転・設備
事 業 再 生	特定中小企業再生支援関連保証制度	産業競争力強化法に基づき、経済産業大臣から認定支援機関とされた商工会等	運転・設備
	事業再生保証制度	法的な再建手続を行う中小企業者であって、事業の再建に合理的な見通しが認められるもの	運転・設備
	事業再生円滑化関連保証	特定認証紛争解決事業者、中小企業活性化協議会等の関与する私的整理手続き中の中小企業者	運転・設備
	事業再生計画実施関連保証	認定支援機関の支援のもと事業再生を行う中小企業者	運転・設備
	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、認定支援機関の支援のもと事業再生を行う中小企業者	運転・設備
	秋田県事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、認定支援機関の支援のもと事業再生を行う中小企業者	運転・設備
	秋田県再建企業特別融資保証 事業再生資金	法的な再建手続を行う中小企業者であって、事業の再建に合理的な見通しが認められるもの	運転
	〃 再起支援資金	産業競争力強化法に定める再挑戦者	運転・設備
一括 支払	一括支払契約保証制度	一括決済方式による資金調達を行う中小企業者	運転
予約	予約保証制度	業歴等国の定める一定の要件に合致する中小企業者	運転・設備
小 口	無担保無保証人小口資金保証制度	特別小口保険の要件を具備する小規模企業者	運転・設備
	小口零細企業保証制度	従業員20人以下（商業・サービス業5人以下）で、保証付融資残高の合計が20,000千円以内となる小規模企業者	運転・設備
	秋田県中小企業振興資金融資保証制度 小規模事業振興資金	従業員20人以下（商業・サービス業5人以下）の小規模企業者	運転・設備
	秋田県小口零細企業保証制度	従業員20人以下（商業・サービス業5人以下）で、保証付融資残高の合計が20,000千円以内となる小規模企業者	運転・設備
	市町村中小企業振興資金保証制度	当該市町村で1年以上の営業実績があり市町村民税を完納している中小企業者	運転・設備
	市町村小口零細企業保証制度	従業員20人以下（商業・サービス業5人以下）で、保証付融資残高の合計が20,000千円以内となる小規模企業者	運転・設備
設 備	秋田市中小企業振興資金保証制度 設備近代化資金	店舗近代化を行う中小企業者	設備
	〃 商店街空き店舗等利用資金	空店舗の活用を行う中小企業者	設備
	〃 商業施設整備資金	共同施設設置事業等を行う組合等	設備
	大館市中小企業機械類設備資金融資保証制度	大館市で1年以上事業を営み、市税を完納している中小企業者	設備
	由利本荘市中小企業振興資金特例保証制度	由利本荘市で1年以上事業を営み、市税を完納している中小企業者	設備

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備 考				
			割引料率 の適用		借入金	損失補償	補給金		その他
							保証料	保険料	
10,000	10年	0.58	あり (1)	担 保：不要 保証人：法人代表者のみ					
10,000	10年	0.58	あり (1)	担 保：不要 保証人：法人代表者のみ					
10,000	10年	0.58	あり (1)	担 保：不要 保証人：法人代表者のみ					
10,000 (②と合算)	10年	0.58	あり (1)	担 保：不要 保証人：法人代表者のみ					
10,000 (①と合算)	10年	0.78	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要					
200,000 (80%の割合保証)	1年	0.68	あり (1)	担 保：流動資産 保証人：不要					
100,000 (80%の割合保証)	1年	0.68	あり (1)	担 保：流動資産 保証人：不要					
280,000 運転 設備	10年 15年	1.07	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
200,000	10年	2.20	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000 (80%の割合保証)	3年	1.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000	15年	0.80 又は1.0	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000	15年 一括返済の場合	0.80～1.20	なし	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			連合会		
280,000 組合 480,000	15年 一括返済の場合	0.80～1.20	なし	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		一部県	連合会		
100,000	1年	2.20	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	県 (1.20%超の部分)		
35,000	10年	0.88	あり (1)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ			県 (0.18%)		
1,000,000 (70%の割合保証)	1年	2.20～0.50	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：不要					
一般 20,000	一般 5年	1.90～0.60	あり	担 保：必要に応じ					
小口 5,000	小口 10年	2.20～0.70	(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ					
20,000	7年	0.88	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要					
20,000	10年	2.20～0.50	あり (1)(2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ					
20,000	7年 運転 設備	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			県 (0.45又は0.50%超の部分)		
20,000	7年 運転 設備	2.20～0.50	あり (1)(2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ			県 (0.50%超の部分)		
5,000～30,000	7年～15年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市町村		秋田市ほか 24制度
5,000～20,000	7年～10年	2.20～0.50	あり (1)(2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ			市町村		秋田市ほか 21制度
50,000 組合 100,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市		
50,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市		
組合 500,000	15年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市		
5,000	5年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市		
10,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市		

種 類 （ 制 度 名 ）		対 象	資金使途	
長 期	長期経営資金保証制度	業歴3年以上、与信取引1年以上、最近2年間の決算で利益計上、債務超過でない等の要件後具備する中小企業者	運転・設備	
	長期安定資金保証制度	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転・設備	
	秋田県中小企業振興資金融資保証制度 ①一般資金固定金利型	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転・設備	
	〃 ②一般資金変動金利型	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転・設備	
	〃 ③一般資金SDG s 推進枠固定金利型	県内で1年以上事業を営んでおり、健康経営優良法人(経済産業省認定)、ユースエール、えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、(いずれも厚生労働省認定)、秋田県SDGsパートナー制度、秋田県版健康経営優良法人、秋田県えるぼしチャレンジ企業認定法人、秋田県女性の活躍推進企業表彰、秋田県子ども・子育て支援知事表彰、秋田県介護サービス事業所認証評価制度(いずれも秋田県認定)のいずれかを取得している中小企業者	運転・設備	
	〃 ④一般資金SDG s 推進枠変動金利型	県内で1年以上事業を営んでおり、健康経営優良法人(経済産業省認定)、ユースエール、えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、(いずれも厚生労働省認定)、秋田県SDGsパートナー制度、秋田県版健康経営優良法人、秋田県えるぼしチャレンジ企業認定法人、秋田県女性の活躍推進企業表彰、秋田県子ども・子育て支援知事表彰、秋田県介護サービス事業所認証評価制度(いずれも秋田県認定)のいずれかを取得している中小企業者	運転・設備	
	経営相談付長期設備資金保証	県内で1年以上事業を営む中小企業者であって、専門家による経営相談を受けられる者	運転・設備	
季節	季節資金保証制度	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転	
そ の	中小企業経営革新支援保証制度	中小企業等経営強化法の要件を具備する特定事業者	運転・設備	
	経営力向上関連保証制度	中小企業等経営強化法の要件を具備する特定事業者	運転・設備	
	中心市街地活性化関連保証制度 中心市街地商業等活性化関連保証	中心市街地整備改善活性化法の要件を具備する中小企業者	運転・設備	
	〃 中心市街地商業等活性化支援関連保証	中心市街地整備改善活性化法の要件を具備する特定会社、公益法人	運転・設備	
	秋田市中心市街地出店促進資金保証 設備近代化資金	秋田市中心市街地活性化基本計画の区域内に出店、又は同区域内の店舗を新築若しくは改築する県内中小企業者	設備	
	〃 空き店舗利用資金	秋田市中心市街地活性化基本計画の区域内の空き店舗を利用して出店する県内中小企業者	設備	
	借換保証制度		景気対応緊急保証等を経営安定関連保証により借換するもの	運転・設備
			景気対応緊急保証等を一般保証により借換するもの	運転・設備
			経営安定関連保証、中小企業金融安定化特別保証を経営安定関連保証により借換するもの	運転・設備
			経営安定関連保証、中小企業金融安定化特別保証を一般保証により借換するもの	運転・設備
			返済条件の緩和を行っている保証付き借入金の全部または一部について借換えるもの	運転・設備
	周辺地域整備関連保証制度	発電用施設周辺整備法の要件を具備する中小企業者	運転・設備	
	情報処理支援関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であって、中小企業信用保険法上の中小企業者と認められるもの	運転・設備	
	流通業務総合効率化関連特例保証制度	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の要件を具備する中小企業者	運転・設備	
特定信用状関連保証制度	産業競争力強化法に定める特定信用状を発行する中小企業者	運転		
技術等情報漏えい防止措置関連保証制度	産業競争力強化法の規定に基づき技術等情報漏えい防止措置認証業務を行うものとして、主務大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であって、中小企業信用保険法上の中小企業者と認められるもの	運転・設備		
商店街活性化促進事業関連保証制度	商店街活性化促進事業の実施に関する計画に記載された事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとするものとして市町村の長の認定を受けた中小企業者	運転・設備		
他	先端設備等導入関連保証制度	生産性向上特別措置法の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行うための措置を行う中小企業者	運転・設備	

保証限度額 (千円)	保証期間		保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備			考	
			割引料率 の適用	借入金		損失補償	補給金		その他	
								保証料		保険料
200,000	運転 設備	5～15年 5～20年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
135,000 組合 255,000		3年以上	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
100,000 (②、③、④と合算)	運転 設備	7年 10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			県 (最大0.30%)		
100,000 (①、③、④と合算)	運転 設備	10年 15年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			県 (最大0.30%)		
100,000 (①、②、④と合算)	運転 設備	7年 10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			県 (最大0.30%)		
100,000 (①、②、③と合算)	運転 設備	10年 15年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			県 (最大0.30%)		
20,000～280,000		20年	1.80～0.35 又は0.78	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
30,000		1年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
880,000 組合 1,680,000	運転 設備	5年 7年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ					
880,000 組合 1,680,000	運転 設備	5年 7年	1.23～0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ					
280,000 組合 480,000		15年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
560,000		15年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
50,000 組合 100,000		10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市		
50,000		10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市		
280,000 セーフティ6号認定の場合 380,000 組合 480,000		10年	2.20～0.50 又は 1.90～0.45	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ (既往借換のみの場合、既往分に比し中 小企業者に不利にならないもの)					
一般保証の枠内	(概ね) 運転 設備	10年 15年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 セーフティ6号認定の場合 380,000 組合 480,000		10年	2.20～0.50 又は 1.90～0.45	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ (既往借換のみの場合、既往分に比し中 小企業者に不利にならないもの)					
一般保証の枠内	(概ね) 運転 設備	10年 15年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
一般保証の枠内		15年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
300,000 組合 600,000		10年	1.35 又は1.07	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ					
280,000		10年	1.07	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000		10年	1.35 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ					
200,000 (80%の割合保証)		1年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000		10年	1.07	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000		10年	0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000		10年	0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					

種 類 （ 制 度 名 ）		対 象	資金使途
そ	社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき主務大臣の認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行うための措置を行う中小企業者	運転・設備
	事業継続力強化関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	連携事業継続力強化関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	特定連携事業継続力強化関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた大企業	運転・設備
	情報処理システム運用・管理関連保証制度	情報処理の促進に関する法律第31条の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証制度	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第7条第1項、第9条第1項又は第11条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	地域経済牽引事業関連保証制度	県知事の承認を受けた地域牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行うための措置を行う特定事業者	運転・設備
	地域経済牽引支援関連保証制度	経済産業大臣の承認を受けた連携支援計画に従って連携支援事業を行う一般社団法人、一般社団法人であって中小企業信用保険法上の中小企業者と認められるもの	運転・設備
	農商工等連携関連保証制度 農商工等連携事業関連保証	認定農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を実施する中小企業者	運転・設備
	〃 農商工等連携支援事業関連保証	認定農商工等連携支援事業計画に従って農商工等連携支援事業を実施する公益法人	運転・設備
の	秋田市中小企業振興資金保証制度 農商工連携促進資金	農林漁業者と連携し、新商品開発、商品化をしようとする中小企業者	運転・設備
	秋田市中小企業振興資金保証制度 新商品等開発資金	新商品開発、商品化をしようとする中小企業者	運転・設備
	経営承継関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法の規定による第12条第1項第1号イ又は同条同項第2号イ経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	特定経営承継関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者（認定中小企業者）の代表者	運転・設備
	経営承継準備関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ロ又は同項第2号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	特定経営承継準備関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人	運転・設備
	事業承継特別保証制度	次のいずれかの要件を満たし、かつ一定の財務要件を具備する中小企業者 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する企業 ②令和2年1月以降に事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年を経過していない企業	運転・設備
	経営承継借換関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転
	秋田県経営承継借換関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転
	他		

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備				考	
		割引料率 の適用	借入金		損失補償	補給金		その他		
						保証料	保険料			
280,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
組合 280,000 480,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
組合 280,000 480,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
280,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
組合 280,000 480,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
組合 280,000 480,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
組合 280,000 400,000	15年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
280,000	15年	1.07	なし	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
組合 880,000 1,280,000	運転 設備 5年 7年	1.23～0.68	あり (1)	担 保：8,000万超は有担保 (流動資産担保保証の場合は流動資産) 保証人：法人代表者のみ (流動資産担保保証の場合は不要)						
280,000	運転 設備 5年 7年	1.07	あり (1)	担 保：8,000万超は有担保 (流動資産担保保証の場合は流動資産) 保証人：法人代表者のみ (流動資産担保保証の場合は不要)						
30,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ (流動資産担保保証の場合は流動資産) 保証人：原則法人代表者のみ (流動資産担保保証の場合は不要)			市			
30,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市			
280,000	運転 設備 10年 15年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ						
280,000	運転 設備 10年 15年	1.90～0.45	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則認定中小企業者のみ						
280,000	運転 設備 10年 15年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ 又は他の中小企業者(会社のみ)						
280,000	運転 設備 10年 15年	1.15	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則他の中小企業者(会社のみ)						
280,000	10年 一括返済の場合	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：徴収しない					中小企業活性化協議 会及び事業承継・引 継ぎ支援センターの 確認を受けた場合は 保証料率1.15～ 0.20、割引料率の適 用なし	
280,000	10年 一括返済の場合	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：徴収しない					中小企業活性化協議 会及び事業承継・引 継ぎ支援センターの 確認を受けた場合は 保証料率1.15～ 0.20、割引料率の適 用なし	
200,000	10年 一括返済の場合	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：徴収しない		一部県	県		中小企業活性化協議 会及び事業承継・引 継ぎ支援センターの 確認を受けた場合は 保証料率1.15～ 0.20、割引料率の適 用なし	

種 類 (制 度 名)		対 象	資金使途
そ の	秋田県事業承継資金融資保証制度	事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行うものまたは中小企業経営円滑化法の認定を受けた中小企業者等	運転・設備
	秋田県事業承継資金融資特別保証『バトンタッチ』制度	次のいずれかの要件を満たし、かつ一定の財務要件を具備する中小企業者 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する企業 ②令和2年1月以降に事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年を経過していない企業	運転・設備
	商工貯蓄共済融資特別保証制度	商工貯蓄共済の加入者	運転・設備
	財務要件型無保証人保証制度	一定の財務要件を満たす中小企業者	運転・設備
	事業承継サポート保証制度	事業承継計画に基づき、承継対象となる事業会社の株式を取得することを目的として設立された、一定の要件を満たす新たな持株会社	運転・設備
	自主廃業支援保証制度	現在事業は行っているものの、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者	運転・設備
	商店街活性化事業関連保証	商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員たる中小企業者 商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を行う一般社団法人等中小企業者とみなされるもの	運転・設備 運転・設備
	秋田県中小企業アグリサポート資金融資保証制度	農林漁業分野に進出しているか、その計画を有する中小企業者	運転・設備
	東日本大震災復興緊急保証制度	平成23年東北地方太平洋沖地震により損害を受けたことなどについて、市町村等の証明を受けた中小企業者	運転・設備
	中小企業特定社債保証制度	純資産額等の一定の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	秋田県賃金水準向上資金融資制度	純資産額等の一定の要件を具備する中小企業者で賃金水準向上計画を策定している企業	運転・設備
	追認保証	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転
	継続型短期融資保証 通常型	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者 ①申込金融機関からのプロパー借入があるもの ②直近決算において経常利益を計上している法人または直近確定申告における申告所得金額が200万円以上の個人事業主	運転・設備
	継続型短期融資保証 SDGs型	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者 ①申込金融機関からのプロパー借入があるもの ②直近決算において経常利益を計上している法人または直近確定申告における申告所得金額が200万円以上の個人事業主 ③持続可能な開発目標(SDGs)に賛同し、目標達成のために独自の取組を継続的に行うまたは行おうとする者	運転・設備
	税理士推薦特別保証制度	東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人与顧問契約を締結し、月次管理を行ったうえで作成された確定申告を2期以上有す県内の中小企業者	運転・設備
	他	下請振興関連保証制度	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者
下請中小企業取引機会創出事業関連保証制度		下請中小企業振興法に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者で、下請け中小企業取引機会創出事業を実施する者	運転・設備
小規模事業者支援関連保証制度		商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定する認定発達支援計画等に係る事業を実施する一般社団法人等	運転・設備
農林水産物・食品輸出促進支援関連保証制度		農林水産物及び食品の輸出に関する法律第43条第1項の規定による主務大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	運転・設備
供給確保関連保証制度		経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条による主務大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度		一定の要件を備え、信用保証料の引上げを条件に経営者保証の提供を行わないことを選択する法人である中小企業者	運転・設備
プロパー融資借換特別保証制度		申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ一定の要件を満たす法人である中小企業者	運転
根保証		県内で事業を営む中小企業者で原則として1年以上引続き同一事業を営んでいるもの	運転

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備 考				
		割引料率 の適用	借入金		損失補償	補給金		その他	
						保証料	保険料		
200,000	10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	県		
200,000	一括返済の場合 10年 1年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：徴収しない		一部県	県		中小企業活性化協議 会及び事業承継・引 継ぎ支援センターの 確認を受けた場合は 保証料率1.15～ 0.20、割引料率の適 用なし
20,000	運転 5年 設備 7年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000	一括返済の場合 2年 分割返済の場合 7年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：不要とする					
280,000	15年	1.15	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
30,000	1年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000	10年	0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000	10年	1.07	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
25,000 (80%の割合保証)	10年	0.88	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	県 (0.28%)		
280,000 組合 480,000	10年	0.70	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
450,000 (80%の割合保証)	7年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：2億円超必要 保証人：不要					
450,000 (80%の割合保証)	7年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：2億円超必要 保証人：不要			県		
12,500	7年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ					
1,000～50,000	1年	1.80～0.30	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
1,000～50,000	1年	1.75～0.30	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
20,000	10年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
480,000 組合 680,000	運転 5年 設備 7年	0.76 又は0.88	あり (1)	担 保：8,000万超は有担保 (流動資産担保保証の場合は流動資産) 保証人：法人代表者のみ (流動資産担保保証の場合は不要)					流動資産担保融資保 証を利用する場合は 保証料率0.56
580,000 組合 1,080,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					特別小口保険を利用 する場合は保証料率 0.88
280,000	10年	1.15	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000	10年	1.07	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
880,000 組合 1,680,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					特別小口保険を利用 する場合は保証料率 0.88
80,000	一括返済の場合 10年 1年	2.65～0.70	あり (1) (2)	担 保：不要 保証人：不要			連合会		経営安定関連保証4 号又は5号を利用す る場合は保証限度額 160,000千円
280,000	一括返済の場合 10年 1年	1.90～0.45	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：不要					
80,000 組合 150,000	3年	1.90～0.39	あり (1) (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					

制度(自治体制度含)を除く5号、7号、8号認定案件については0.76%。
番号を記載。

ロ 保証料率等

(単位：年率%)

区 分	料 率	基 本	特 別		平 均	備 考
			最 高	最 低		
保 証 料		責任共有保証料率:1. 90%～0. 45% (責任共有特殊保証料率:1. 62%～0. 39%) 責任共有外保証料率:2. 20%～0. 50% (責任共有外特殊保証料率:1. 87%～0. 43%) 但し、以下の定性要因により、割引いた料率を適用。 (1)会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を当該中小企業者から受けた場合、0. 1%を割引いた料率を適用。 (2)担保の提供がある場合は、0. 1%を割引いた料率を適用。	2.65	0.19	0.94	
調 査 料						
延 滞 保 証 料		3.65	3.65	3.65		
損 害 金		14.0				平成18年9月1日から適用

(7) 信用保証業務の状況

イ 概 況

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
保 証 申 込	4,429	47,431
保 証 申 込 取 消	25	503
保 証 承 諾	4,406	46,778
保 証 後 取 消	32	296
償 還	5,307	74,145
保 証 債 務	30,001 (△1,373)	300,478 △31,615)
所 定 期 限 経 過 債 務	6 (3)	58 52)
代 位 弁 済	399	3,371
回 収	9	150
求 償 権 償 却	293	3,227
求 償 権	279 (97)	903 (△6)

(注) 保証債務、所定期限経過債務及び求償権における()内は、それぞれの前期末残高との比較増減を記載している。

ロ 保証承諾

(イ) 金融機関別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	5	79
地 方 銀 行	3,210	38,296
第二地方銀行協会加盟行	58	563
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	788	5,250
信 用 協 同 組 合	337	2,526
商工組合中央金庫	5	50
そ の 他	3	14
計	4,406	46,778

(注) 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫には、それぞれの連合会を含む。

(ロ) 金額別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
100万円以下	566	445
100万円超 200万円以下	537	941
200万円超 300万円以下	625	1,787
300万円超 500万円以下	647	2,908
500万円超 1,000万円以下	838	7,024
1,000万円超 1,500万円以下	312	4,175
1,500万円超 2,000万円以下	342	6,580
2,000万円超 3,000万円以下	242	6,606
3,000万円超 5,000万円以下	198	8,352
5,000万円超 6,000万円以下	20	1,165
6,000万円超 7,000万円以下	11	738
7,000万円超 8,000万円以下	53	4,212
8,000万円超 10,000万円以下	5	493
10,000万円超 20,000万円以下	10	1,352
20,000万円超 30,000万円以下	0	0
30,000万円超 40,000万円以下	0	0
40,000万円超 50,000万円以下	0	0
50,000万円超	0	0
計	4,406	46,778

(ハ) 期間別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
3月以内	185	1,877
3月超 6月以内	223	2,575
6月超 1年以内	496	7,543
1年超 2年以内	880	4,033
2年超 3年以内	130	629
3年超 4年以内	72	317
4年超 5年以内	489	3,384
5年超 7年以内	466	4,243
7年超 10年以内	1,413	20,060
10年超	52	2,117
計	4,406	46,778

(二) 資金使途別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
設 備 資 金	706	5,283
運 転 資 金	3,700	41,495
そ の 他	0	0
計	4,406	46,778

(ホ) 保証種類別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	77	1,205
特 別 保 証		
災 害	67	687
経 営 安 定 関 連	347	8,470
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	0	0
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	11	191
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 エ ネ	2	105
当 座 貸 越	86	2,263
カ ー ド ロ ー ン	901	2,989
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	235	1,306
流動資産担保融資	26	790
事 業 再 生	14	476
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	1,899	12,692
設 備	12	131
長 期	372	6,496
輸 出	0	0
季 節	0	0
手 形 割 引	0	0
そ の 他	310	6,505
計	4,282	43,101
社 債 引 受 保 証	47	2,472
合 計	4,406	46,778
追 認	0	0
根 保 証	2	60

(へ) 本所、支所別保証承諾

(単位：百万円)

区 分		件 数	金 額
本 所		1, 622	16, 289
支 所	大 館 支 所	620	7, 109
	能 代 支 所	303	2, 757
	本 荘 支 所	522	5, 010
	大 曲 支 所	592	5, 572
	横 手 ・ 湯 沢 支 所	747	10, 041
	計	2, 784	30, 489
合 計		4, 406	46, 778

ハ 代 位 弁 済

(イ) 保証承諾年度別代位弁済

(単位：千円)

区 分 保証承諾年度	件 数	金 額
5 年 度	9	55,916
4 年 度	35	149,088
3 年 度	60	571,939
2 年 度	191	1,847,798
元 年 度	18	72,156
3 0 年 度	25	159,857
2 9 年度以前	61	514,209
計	399	3,370,964

(ロ) 金融機関別代位弁済

(単位：千円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	0	0
地 方 銀 行	283	2,705,359
第二地方銀行協会加盟行	6	73,232
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	69	367,005
信 用 協 同 組 合	40	222,019
農 業 協 同 組 合	0	0
商工組合中央金庫	1	3,349
日本政策金融公庫	0	0
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	399	3,370,964

(注) 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫には、それぞれの連合会を含む。

(ハ) 保証種類別代位弁済

(単位：千円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	6	49,044
特 別 保 証		
災 害	9	149,363
経 営 安 定 関 連	109	1,203,042
公 害 防 止		0
危 機 関 連	122	1,150,615
海 外 投 資		0
輸 出 関 連		0
事 業 転 換	2	30,507
国 際 経 済		0
体 質 強 化	1	5,537
特 定 地 域		0
新 事 業 開 拓		0
省 エ ネ		0
当 座 貸 越	1	18,549
カ ー ド ロ ー ン	22	89,232
労 働 力 確 保		0
小 売 商 業		0
中 堅 企 業		0
創 業 等	12	40,597
流動資産担保融資		0
事 業 再 生		0
一 括 支 払 契 約		0
予 約		0
経 営 力 強 化	1	3,349
小 口	71	335,111
設 備		0
長 期	33	239,262
輸 出		0
季 節		0
手 形 割 引		0
そ の 他	10	56,756
計	393	3,321,920
社 債 引 受 保 証	0	0
合 計	399	3,370,964
追 認	0	0
根 保 証	0	0

二 回 収

(イ) 保証承諾年度別回収

(単位：千円)

区 分 保証承諾年度	件 数	金 額
5 年 度	0	0
4 年 度	0	4,336
3 年 度	1	29,791
2 年 度	4	109,243
元 年 度	1	12,392
3 0 年 度	1	31,887
2 9 年 度	1	15,478
2 8 年 度	0	6,354
2 7 年 度	3	68,678
2 6 年 度	2	38,074
2 5 年度以前	37	380,188
計	50	696,421

(ロ) 代位弁済年度別回収

(単位：千円)

区 分 代位弁済年度	件 数	金 額
5 年 度	3	76,718
4 年 度	7	163,059
3 年 度	4	61,589
2 年 度	1	17,197
元 年 度	0	10,922
3 0 年 度	2	31,057
2 9 年 度	3	30,352
2 8 年度以前	30	305,528
計	50	696,421

(8) 債権譲受業務の状況

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
譲 受 債 権	0	0
回 収	0	0
譲 受 債 権 償 却	0	0
譲 受 債 権 残 高	0	0

(9) ファンド出資業務の状況

(単位:千円)

フ ァ ン ド 名	秋田再生可能エネルギー投資事業有限責任組合
組 成 総 額	210,000
出 資 額	5,000

(単位:千円)

フ ァ ン ド 名	秋田市中心企業振興投資事業有限責任組合
組 成 総 額	300,000
出 資 額	4,000

2. 収支計算書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：円）

科 目	金 額
経常収入	3,457,693,184
保 証 料	2,951,471,623
預 け 金 利 息	5,800,718
有 価 証 券 利 息 配 当 金	244,643,499
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	3,142,877
損 害 金	20,111,952
事 務 補 助 金	13,070,263
責 任 共 有 負 担 金	202,202,000
雑 収 入	17,250,252
経常支出	2,140,381,391
業 務 費	832,889,862
役 職 員 給 与	421,406,962
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	35,702,472
そ の 他 人 件 費	75,446,016
旅 費	5,135,125
事 務 費	164,603,722
賃 借 料	11,633,049
動 産 ・ 不 動 産 償 却	19,083,899
信 用 調 査 費	2,779,533
債 権 管 理 費	62,950,202
指 導 普 及 費	13,153,249
負 担 金	20,995,633
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,296,348,543
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
雑 支 出	11,142,986
経常収支差額	1,317,311,793
経常外収入	5,463,996,568
償 却 求 償 権 回 収 金	82,548,163
責 任 準 備 金 戻 入	2,098,725,162
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	297,445,606
求 償 権 補 填 金 戻 入	2,985,277,637
保 険 金	2,808,607,980
損 失 補 償 補 填 金	176,669,657
有 価 証 券 評 価 益	0
有 価 証 券 売 却 益	0
補 助 金	0
そ の 他 収 入	0
経常外支出	5,492,471,026
求 償 権 償 却	3,226,775,389
譲 受 債 権 償 却	0
雑 勘 定 償 却	450,000
有 価 証 券 評 価 損	0
有 価 証 券 売 却 損	0
退 職 金	1,909,200
責 任 準 備 金 繰 入	1,966,470,570
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	296,106,370
そ の 他 支 出	759,497
経常外収支差額	-28,474,458
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,288,837,335
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	644,000,000
基 本 財 産 繰 入 額	644,837,335

3. 貸借対照表（令和6年3月31日現在）

（単位：円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基 本 財 産	19,742,083,859
現 金	0	基 金	10,847,936,681
小 切 手	0	基 金 準 備 金	8,894,147,178
預 け 金	7,824,146,323	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	6,518,227,942
普 通 預 金	814,948,430	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
通 知 預 金	0	責 任 準 備 金	1,966,470,570
定 期 預 金	7,000,000,000	求 償 権 償 却 準 備 金	296,106,370
郵 便 貯 金	9,197,893	退 職 給 与 引 当 金	448,346,950
金 銭 信 託	0	損 失 補 償 金	4,460,597,182
有 価 証 券	24,394,830,207	保 証 債 務	300,478,487,224
国 債	0	求 償 権 補 填 金	0
地 方 債	10,958,221,040	保 険 金	0
社 債	13,429,239,515	損 失 補 償 補 填 金	0
株 式	3,000,000	借 入 金	0
受 益 証 券	0	長 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	（うち 日本政策金融公庫分）	0
フ ァ ン ド 出 資	4,369,652	短 期 借 入 金	0
譲 渡 性 預 金	0	（うち 日本政策金融公庫分）	0
そ の 他	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	359,039,269	雑 勘 定	5,243,526,822
事 業 用 不 動 産	326,552,864	仮 受 金	7,028,268
事 業 用 動 産	32,486,405	保 険 納 付 金	27,006,377
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	4,450,780
建 設 仮 勘 定	0	未 経 過 保 証 料	5,200,552,731
損 失 補 償 金 見 返	4,460,597,182	未 払 保 険 料	988,678
保 証 債 務 見 返	300,478,487,224	未 払 費 用	3,499,988
求 償 権	903,366,037	有 価 証 券 未 払 金	0
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	733,380,677		
仮 払 金	0		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	89,765,000		
連 合 会 勘 定	0		
未 収 利 息	49,182,941		
有 価 証 券 未 収 入 金	0		
未 経 過 保 険 料	594,432,736		
合 計	339,153,846,919	合 計	339,153,846,919

4. 財産目録（令和6年3月31日現在）

（単位：円）

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	その他有価証券評価差額金	0
預 け 金	7,824,146,323	責 任 準 備 金	1,966,470,570
金 銭 信 託	0	求償権償却準備金	296,106,370
有 価 証 券	24,394,830,207	退職給与引当金	448,346,950
動 産 ・ 不 動 産	359,039,269	損 失 補 償 金	4,460,597,182
損 失 補 償 金 見 返	4,460,597,182	保 証 債 務	300,478,487,224
保 証 債 務 見 返	300,478,487,224	求 償 権 補 填 金	0
求 償 権	903,366,037	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雑 勘 定	5,243,526,822
雑 勘 定	733,380,677		
合 計	339,153,846,919	合 計	312,893,535,118
		正 味 財 産	26,260,311,801